

## 議 事 録

1. 会 議 名 第 20 回 市民会議
2. 日 時 平成 23 年 6 月 20 日 (月) 午後 2 時 01 分～午後 4 時 54 分
3. 場 所 大阪弁護士会館 10 階 1001 会議室
4. 出 席 者 (敬称略・順不同＝ 2 3 名)

議 長 三 成 賢 次

副 議 長 西 村 淳 一

委 員 李 清 一 川 合 伸 二 幸 田 武 史

越 堂 静 子 田 淵 宏 政 西 島 秀 向

### ○大阪弁護士会

会 長 中 本 和 洋

副 会 長 松 本 岳 増 市 徹 辻 井 一 成

林 功 崔 勝 近 藤 行 弘

### 企画調査室

室 長 岩 田 研 二 郎

嘱 託 稲 田 正 毅

### 裁判員制度大阪本部

副 本 部 長 高 見 秀 一

副 本 部 長 秋 田 真 志

### 司法改革検証・推進本部市民会議バックアップ部会

部 会 長 瀬 川 武 生

### 広報委員会

委 員 長 尾 崎 雅 俊

秘書課員 檜 本 夏 樹 吉 村 雅

## 議 事

### 1 開会

松本副会長

定刻でございますので、第 20 回市民会議を開会いたします。

担当副会長の松本です。よろしくお願いいたします。

本日は、市民会議の委員の方々のうち、9 名中 8 名がご出席いただける予定でございます。既にご着席の 7 名の方と、幸田委員が後から見えるということになっておりまして、右田委員がご欠席でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日の市民会議は、平成 23 年度の初めての会議でございますので、初めに会長の中本和洋からごあいさつさせていただきます。

### 2 大阪弁護士会会長あいさつ

中本会長

会長の中本和洋でございます。

市民会議の委員の皆様方には、昨年引き継ぎのときにお会いしておりますので、今日は 2 度目ということになりますが、会長に就任いたしまして初めての会議でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

執行部では、毎年その年のスローガンを掲げるのですがけれども、平成 23 年度の執行部のスローガンは、「希望と活力にあふれる弁護士会」、これを聞くと大層なことを言っているように聞こえますけれども、実はこれは、修習生の就職難であるとか、若手弁護士の経済的弱体化とか、どうも弁護士の先行きが暗い、閉塞感が漂っているものですから、このような不透明感、閉塞感を払拭するために、希望と活力にあふれる弁護士会というのを掲げました。

ところが、このスローガンを掲げた後に、ご承知のとおり、3 月 11 日に東日本大震災が起こりまして、このままこのスローガンを掲げるべきかどうかもう一度議論いたしましたところ、やはり被災地に希望と活力を届けるべきではないか、さらに、希望と活力にあふれる日本を目指すということにしてはどうかということで、このスローガンを維持することにいたしました。

本年度に入りまして、東日本大震災の復旧・復興に向けては、大阪弁護士会もいろんな活動をしてまいりました。

まず1つは、法律相談でございます。これは、岩手県、仙台それぞれの現地から、法律相談の人手が足りないので来てほしいと言われてまして、大阪弁護士会から岩手県には5月末まで毎日1人を派遣しました。それから、4月29日から5月1日にかけては、全国の弁護士300人ぐらいが仙台に集まりました。大阪の弁護士も10人ほど派遣して、300人体制で法律相談をやっております。そのほか、義援金を集めたり、あるいは福島県の風評被害が余りにもひどいものですから、この風評被害を払拭するために、福島物産展というのも行いました。

それから、法律問題について提言をしなければいけないということで、いわゆる二重ローンの問題に対する提言、福島原発に対する提言、先日開かれました今年の大阪弁護士会の定期総会では、このような総合的な提言を決議として取り上げていただきまして、決議も採択されました。

このように、東日本大震災に向けて弁護士会としてできることは何でもやろうということで、頑張っております。

ところで、今日の市民会議でございますけれども、裁判員裁判は今年の5月21日で丸2年を迎えました。この裁判員裁判につきましては、設計当初から、3年目で検証するという事になっていまして、その3年目の検証の時期も近づいております。そのため、いろんなところで裁判員裁判を経験した人たちの交流会が開かれておりまして、大阪弁護士会でも、6月23日木曜日に、裁判員裁判に関する経験交流会が開かれる予定になっております。また、日弁連でも、同じような経験交流会、これは既に過去2回やっているのですけれども、第3回目の交流会が開かれました。その交流会の内容ですけれども、第1部としては、裁判員裁判の概要と日弁連の情報収集、第2部は、判決分析と報告、具体的な検討項目としては事実認定、それから責任能力についての判断、量刑判断を取り上げ、第3部は、手続・審理の現状と問題点ということで、公判前整理手続と公判審理というテーマで参加者からの意見を募り、また新たな問題提起をしようということで行われております。

そういうことで、本日の市民会議も、裁判員裁判をテーマといたしまして、弁護士・被告人の立場から見た裁判員裁判ということで、大阪弁護士会の秋田さんと高見さんにご報告をいただいた上で、いろいろと意見交換することになっております。

今日の市民会議が充実した内容になりますことを祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。今日はよろしく願いいたします。

松本副会長

それでは続きまして、本日、弁護士会側から参加しております副会長、企画調査室、司法改革検証・推進本部市民会議バックアップ部会、広報委員会という順で、簡単にごあいさつをお願いいたします。

### 3 大阪弁護士会出席者紹介

増市副会長

大阪弁護士会副会長の増市と申します。お手元に顔写真つきで配付されておりますペーパーに、主な担当分野が書いてございます。震災関連、広報のほか詳細はそこに書いてあるとおりでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

辻井副会長

同じく副会長の辻井でございます。主な担当は、綱紀、懲戒、財務会計です。よろしくをお願いいたします。

林副会長

副会長の林でございます。ペーパーでは右側の上から2段目に載っておりますが、主に司法修習等の法曹養成を担当しております。よろしくをお願いいたします。

崔副会長

副会長の崔です。主な担当は、人権関連の委員会と刑事弁護関連の委員会です。よろしくお祈りいたします。

近藤副会長

副会長の近藤行弘です。どうぞよろしくをお願いいたします。ペーパーの右側の一番下でございます。よろしくをお願いいたします。

岩田企画調査室長

企画調査室長の岩田と申します。よろしくをお願いいたします。

瀬川市民会議バックアップ部会長

市民会議のバックアップ部会の部会長をやらせていただいています瀬川です。皆様の多くの方は、任期2年の後半1年ということで、あと1年間またよろしくお祈りいたします。

尾崎広報委員長

本年度広報委員長の尾崎でございます。私は、この市民会議の立ち上げのときから

制度づくりに関与したことと、あと平成 19 年度の副会長をしたときに、この市民会議の本番に岩田企画調査室長とともに参加いたしました。それ以来の市民会議の本番への参加となります。よろしく願いいたします。

松本副会長

ごあいさつしております松本です。市民会議を担当させていただいています。

今日は、木村副会長が所用で欠席でございます。よろしく願います。

それでは、市民会議規則第 5 条 1 項に基づきまして、議長に議事をお願いします。

三成議長、よろしく願いいたします。

#### 4 議事録署名者指名

三成議長

三成です。よろしく願いいたします。

審議に入る前に、最初に議事録の署名者を決めないといけません。議事録署名者は、運営要綱によりまして議長が指名するとなっております。

各委員の順番でお願いしておりますけれども、今回はご出席の委員の中から、西島委員と李委員をお願いをしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

三成議長

ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきます。

#### 5 審議テーマ

##### (1) 弁護人・被告人の立場から見た裁判員裁判

三成議長

今日の審議テーマは、「弁護人・被告人の立場から見た裁判員裁判」です。

資料は既にお手元にお配りされているかと思いますが、8 点の資料が事前に送付されております。

初めに、秋田弁護士さんと高見弁護士さんから基調報告をお願いしたいと思います。

では、よろしく願いいたします。

秋田弁護士

秋田真志と申します。よろしくお願いいたします。横に座っている高見秀一弁護士と一緒に話を進めさせていただきます。

私のレジュメ「弁護人・被告人の立場から見た裁判員裁判」というものがありますが、まず、私がどういう人間であるかということを若干ご説明しておいたほうがいいかと思えます。

裁判員裁判に関係いたしましては、日弁連に裁判員制度本部というものがあまして、そちらの本部委員をやっております。大阪弁護士会では、刑事弁護委員会の副委員長、裁判員制度本部の副本部長をしております。実はそれだけにとどまらず、これは宣伝も兼ねて申し上げておきたいのですが、取調べの可視化実現本部というものがござります。市民会議の先生方は既にご承知のとおり、会館の前にあるポールに、「ないな 可視化しかないな」という垂れ幕が下がっておりますが、ああいうものをつくれということなどで役員などを突き上げているグループが大阪弁護士会の中にありまして、その中心メンバーでもあります。

なぜこのことを申し上げたかについては、この裁判員裁判の中でも触れさせていただきたいと思っているからであります。

それでは、私からは、20分程度、裁判員制度の制度設計的なもの、そもそも裁判員裁判は何なのか、どうしてこのようなものが始まったのかということについてお話をさせていただいて、後ほど、高見さんのほうから、この2年間行われてきた裁判員裁判の実際についてお話しいただき、その後、裁判員裁判の今後ということで、これは簡単に項目だけになるかと思えますけれども、今どういうことが今後の裁判員裁判として議論されているのかということについてお話をしたいと思えます。

まず1点目、なぜ裁判員裁判なのかということでもあります。何でこんなものが始まったのか、いまだになぞだと思っておられる方もおられるのではないのでしょうか。実はここにおられる弁護士会のメンバーの中にも、同じ思いを持っている人が何人かおられるんじゃないかと私は思っております。なぜこんなものが始まったんだろうか、その答えを見出すのは、実はそう簡単ではありません。

といたしますのも、降ってわいたように出てきたという側面が否定できないからであります。ご承知かと思えますけれども、1999年に司法制度改革審議会というものがつくられまして、司法制度改革論議が正式にスタートしました。その前から司法制度改革ということ言われていたのですけれども、この1999年に始まりました司法制度

改革審議会が、2年間の議論を踏まえて2001年に報告書をまとめています。その議論の中で、裁判員裁判というのが出てきました。

司法制度改革審議会では、司法改革のあり方、特に刑事司法がどう変わるべきなのかということが議論されたのですが、そこでの議論は、レジュメには、同床異夢という言い方をしていますけれども、法曹三者と言われる裁判所、検察庁、弁護士会はそれぞれかなり違ったイメージを持っていたのではないかと思います。

裁判所、検察庁は、刑事司法をそんなに大きく変えなきゃいけないという問題意識をそもそも持っていなかったと考えています。検察庁は当然そうだと思います。今でも大きく変わっているとまで言いませんけれども、当時99.9%を超える有罪率という状況でありました。とにかく検察官が起訴すれば絶対有罪だと言っても過言ではないという状態が続いていたのです。ですから、検察官は、自分たちのやってきたことに対して自信を持っていたと思いますし、そういう人たちから、改革しなければいけないという意見が出てくるはずがありません。

では、裁判所はどうだったのか。裁判所自身も、そんなに自分たちのやり方が間違っているとは思っていなかったようでもあります。99.9%であっても、これは適正にやっていることのあらわれであるという評価をしていたようでもあります。その中では「精密司法」という言葉が言われまして、日本の精密司法は世界に冠たるものだという意識も持ち合わせていました。

これに対して弁護士会は、私も含めて特に刑事弁護にかかわる者は、刑事裁判について全く逆の評価をしていたということになります。99.9%の有罪率というのは、完全に検察庁に主導権を握られている、こちらが幾ら言っても通らない。今でも通用するのかもしれませんが、当時そのような状況に対して私たちは「無罪六原則」などという言葉を使っていました。ある人を無罪にするためには最低限6つの要素が必要だ。1つ目は被告人が良いこと、2つ目は事件の筋が良いこと、3つ目は弁護人が優秀であること、4つ目は裁判官が良いこと、5つ目は検察官が無能であること、そして6つ目にラッキーがなければならない、これが「無罪六原則」です。このようなことを言わなければならないほど、弁護側にとっては、非常に厳しい状況が続いていました。こういう状況を揶揄して、有名な東大の平野龍一教授は、「我が国の刑事司法は絶望的である」という言葉が使われたことがあるのですけれども、弁護士側はその言葉をよく引用するという状況が続いていました。

そういう中で、弁護士会は、とにかく裁判官による裁判を変えなきゃいけないという事で、裁判員裁判とは少し違うのですけれども、陪審裁判を推す声が非常に強くありました。日本が悪いのは裁判官のせいだということで、アメリカ式の陪審裁判にすべきであるという意見が非常に根強くありました。中には、フランス参審型を推す声もありました。フランスは、裁判員裁判に似ているのですけれども、裁判官と参審員という一般市民の方が一緒に裁判をするという制度になっています。ドイツもそういう制度になっています。少し形は違いますけれども、そういうことも参考にすべきであるという意見もありました。

そういう中でいろいろ議論がなされていったわけですが、これこそ先ほど言いました「国民の司法参加」というキーワードのもと、裁判員裁判をやる裁判員制度というものを設けるんだということが降ってわいたように出てきました。「裁判員」という言葉は、松尾浩也教授という東大の刑事法学者のネーミングだそうですが、教官と教員という使い方をすると同じように、裁判官が「官」であれば、一般市民は「裁判員」と名づけたらどうだという話があったようですけれども、そういうことで降ってわいたように裁判員裁判ができ上がりました。

そのときに言われたのが、国民が司法に参加することが必要であるということです。このあたりは細かい議論をし出すと切りがないので、またご質問があれば意見交換の中ででもお話しさせていただければいいかと思えますけれども、先にお送りしました資料にも出てきます。「平成13年6月12日司法制度改革審議会意見書より 国民的基盤の確立」という資料をご覧ください。これは司法制度改革審議会の最終の報告書なのですけれども、その中の「国民の司法参加」という表現の中に、裁判員制度が位置づけられています。

これがある意味で象徴しているのですが、言ってみれば下からのものではなくて、少し意地悪な言い方をすると上から目線の制度改革ということになるのかもしれませんが、それが象徴的にあらわれるのが「対象となる刑事事件」です。資料14ページに入っているかと思いますが、「新たな参加制度は、個々の被告人のためというよりは、国民一般にとって、あるいは裁判制度として重要な意義を有するが故に導入するものである以上、訴訟の一方当事者である被告人に…(略)…選択を認めることは、認めないこととすべきである。」となっている点です。被告人のためではない、もちろん検察官のためでもない、裁判官のためでもない、弁護人のためでもない、とにか



く国民のためにやるんだという言い方をしています。しかし、これもまた不思議なところでありまして、国民のだれかが望んでいたかという、国民の司法参加ということと言いながらも、別に国民のほうからわき上がったわけではないという現実があります。そういう状況の中で、この裁判員裁判はスタートしました。

ただ、私個人の立場を申し上げますと、取調べの可視化をめぐる議論を踏まえて、私は裁判員裁判の積極派であり、推進派です。最初に申しましたたくさんの肩書きに、それから取調べの可視化云々を付け加えさせていただいたのも、それが1つの背景だからです。

といたしますのは、私はこの大阪弁護士会で1992年以降、取調べの可視化の問題に取り組んできた立場であります。その出発点の1つになったのが、密室で取調べをされることによって虚偽自白がとられて、そして有罪になっていくという例、あるいは冤罪に限らず、多くの被疑者・被告人の方から、あの調書は作文です、自分が言ってもいないことが書かれていますということを聞くことが多いからです。仮に犯罪を犯していたとしても、その話があげさに書かれてしまっていますということは常に言われます。なぜ密室でそういう作文が許されるのかということが大きな疑問としてありました。

それにとどまって、どうせ密室で作文されたものにすぎないということで終わればいいのですけれども、日本の制度というのは必ずしもそうではなくて、裁判官は、書かれたものに対して非常に強い信頼を置いています。特に調書というのは、書くのは被疑者本人ではなくて、警察官、取調官が書き取った形でまとめ上げて作成していきますので、その内容が、本人が言っているとも考えられないようなある意味では理路整然としたものになっているわけですが、それが証拠として採用され、しかもそれが事実認定の重要な要素になっていくということが繰り返されるのを見まして、これはおかしいと思っていました。そこで、国民が司法参加して、裁判にかかわっていくようになれば、この点はおかしいということになっていくんじゃないかという期待が強くあったのです。

実際には、司法制度改革の中で取調べの可視化の問題も議論されたのですが、これは書面による記録という中途半端な形で終わってしまいました。しかし、裁判員裁判を導入すれば、少なくとも裁判のやり方が変わる、国民が入ってくることによって、調書裁判が克服できるのではないかと、できると断言できるわけではありませんが、そ

のきっかけになるのではないかという期待を持って我々は見ていました。そのあたりについても、また質疑応答、意見交換の中でお話ができればと思います。

では、降ってわいた裁判員裁判が具体的にどういう制度設計になったかということですが、裁判官としては、自分たちの聖域に何でそんなものが入ってくるんだという意味で、非常に抵抗が強かったようであります。それが典型的にあらわれたポイントが、裁判員の数をどうするかということでした。裁判員が裁判官と共同して判断するというのを聞いたときに、日弁連がどういう制度設定を提案したかということ、1対11という発想でした。日弁連では、一番最初に裁判員裁判についての近未来的なDVDを石坂浩二さん主演でつくっているのですけれども、それは裁判官1名、裁判員が11名になっています。では、裁判所側はということを言ったかという、裁判官3名、裁判員2名、合計5名で十分であるという言い方をしたようです。実はドイツではそういう制度をとっています。

その点については、資料12ページの審議会の意見書の「裁判体の構成・評決の方法」というところで、「評議の実効性を確保するという要請からは…略…裁判官及び裁判員の全員が十分な議論を尽くすことができる程度の員数とする必要がある」となっていて、これがどれぐらいの数字を意味するのかは議論にゆだねるということで、国会の中でいろいろ議論されました。

最終的には、平成16年（2004年）に最終的に関連法案が成立したのですけれども、その時点で落ちついたのが、今の制度設計になっています。裁判官3名、裁判員6名でした。ある意味では、裁判所側と日弁連側の意見を足して2で割るような制度設計になったということでもあります。

それまで、裁判所、検察庁がどこまで積極的なのかということには疑問符がついていたわけですが、これまた裁判員裁判が始まるということになってからは、三者が極めて積極的に共同歩調をとって推進することになりました。たくさんのパンフレットがお手元に届いたかと思えますけれども、「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。」というパンフレットは、最高裁判所と法務省、日弁連が三者一体となって出したという、ある意味では非常に珍しいものであります。日弁連もパンフレットを出しましたし、最高裁も「Q&A」、「ナビゲーション」など、いろんなパンフレットを出すという状況になりました。

裁判所は、初めはかなり消極的だったように思うのですけれども、裁判員裁判が導

入されることになって、少し考え方を変えたのではないかと思われる部分があります。といいますのは、先ほど言いましたとおり、それまでの裁判というのは、どちらかというとい検察主導、密室でとられた調書が事実認定の中心になっていて、捜査段階でほとんど決着がついているという状況だったわけで、弁護士と検察官の間だけではなく、対裁判所も含めて検察官が主導権を握っているという状況でした。

先ほど言いました「精密司法」という言葉は何かというと、犯罪というのはこういうものだということで、すべてのことがストーリーで描かれている、分からないところ、なぞの部分は残されていないというぐらいに精密に事実認定ができる司法のことです。ですから、余すことなく立証されているすばらしい制度だということを法曹関係者で言う人がいましたが、これはある意味ではとんでもない話です。言ってみれば、そういうストーリーを描き出せば刑事裁判で有罪になる、ということの意味します。

それが典型的にあらわれたのが、話は飛びますが村木事件です。日本の特捜部が何をしてきたかという、とにかく密室の取調べの中で詳細な調書を関係者も含めて作り上げるわけです。そして、どこにも隙がないような供述調書、ストーリーができ上がっていました。村木事件というのは、実際には平成 16 年に起こった事件なんですけれども、それが立件されたのは平成 21 年でした。4 年も 5 年も前のことなのに、多くの関係者の調書はみんな記憶を鮮明に思い出したかのように非常に詳細に、それこそ精密に、しかも一致した形の供述調書がつけられました。そして、見事なまでにストーリーが描かれ切っているという状況でした。それが精密司法です。

しかし、これは密室だからこそできること、作文をしているからこそできることであって、実際の人間の記憶からしてもおかしいことです。だから、私はそういうことに対する揶揄も含めて、精密司法なんていうものはあり得ない、単なるフィクション司法である、ストーリー型のフィクション司法であるということで批判をしてきたつもりであります。これができるのは、密室取調べをずっとやってきた検察だからこそという状況でもあります。

これに対して、裁判員制度の導入が決まってから、刑事裁判におけるヘゲモニーを裁判所は自分たちに取り戻そうと考えたのではないかと考えています。事実、裁判員裁判の制度設計あるいは運用のあり方についての論文が、裁判官から非常にたくさん出てきました。その中で出てきた言葉が、「精密司法」から「核心司法」へという言葉であります。これまで、延々と時間をかけて、調書の内容が本当かどうかというこ

とを確認するという裁判が続いていたのですけれども、そうではなくて、争点を明確にして、有罪か無罪か、有罪であるときの争点は何か、殺意があったのか、正当防衛が成立するのかどうかという核心部分をきっちり描き出した上で、その部分について、連日的開廷、つまり短い時間の中で公判を活性化させてやるべきである、充実して、そして迅速な裁判の中でやるべきであるという発想を持ち、そのためには調書に頼ることはできないということで、調書を裁判所の証拠として認める割合を減らそうという方向での論文がかなり出されるようになりました。その意味で、この裁判員裁判の導入により、大きな変革期を迎えることになったと言えます。

そのあたりの実際の評価はどうかということについては、後で高見さんのほうからご紹介いただきたいと思います。

制度的には、公判前整理手続、証拠開示という言葉が出てきますけれども、この機に、公判前整理手続で争点や証拠をあらかじめ整理した上で連日開廷をしようという制度設計などもされました。

ここで、弁護士会側の取り組みについて1点ご報告をしておきたいと思います。大きく分けると2つあって、1つは広報活動です。まず、先ほどのようなパンフレットをつくったりしております。中には、「えん罪をなくすために 裁判員の皆さまへ Part 2」というものが入っておりますが、これは、裁判員制度を冤罪防止のための制度として活用できるようにしたい、絶望的な司法を変えていきたいという日弁連あるいは弁護士会の思いの1つのあらわれだと思っていただければと思います。それから、「裁判員制度」という漫画もありますけれども、こういう広報活動を通じて、疑わしきは被告人の利益に、無罪推定の原則、合理的な疑いを超える証明をきっちりとした上で、冤罪を防ぐということを市民の方々に期待しているんだというパンフレットです。ちなみに、8ページに私の文章が載っておりますので、また参考にしていただければと思います。これが弁護士会側の取り組みの1つになります。

もう1つは、そういう市民の方々に対する期待とは別個に、我々自身も変わらなければいけないということに力を入れました。これが法廷技術の向上であります。模擬裁判、N I T A型研修なんていう聞きなれない言葉も出てきていますが、裁判員裁判が始まるまでの我が国の裁判は調書などの書面によるものでしたので、正直なことを申し上げますと、尋問が非常に下手です。これは弁護士に限らず、検察官も下手くそです。

冗談みたいな話ですけれども、例の特捜部で捕まってしまいました元検事は、特捜部のエースと言われていましたけれども、彼は密室の取調べのときには有能だったらしいのですが、彼が村木事件の公判に立会したときに、余りに尋問が下手くそなので何なんだということを、江川紹子さんなどが非常に厳しく批判をされていました。あれはエースではなくてブルペンエースである、実際に人に見られるところに出たら何もできないなんていうことも言っていましたけれども、これは実は彼だけの問題ではありませんで、法曹関係者みんなにつながるところがあります。尋問が必ずしも上手ではない、弁論なども上手ではありません。

また話が飛びますけれども、周防監督が描かれました「それでも僕はやってない」という映画に弁護士が出てきますけれども、その弁護士の尋問は非常に下手くそですし、弁論は長々と書面を読み上げるだけで、途中で裁判官が寝てしまうというシーンが出てきます。しかし、残念ながらあれは批判できません。事実だからです。周防監督からは、200件以上の裁判を傍聴した結果として、その象徴的なシーンを映像にしたら、ああいうことになったというふうにお聞きしました。

話が飛びましたけれども、そういうことではいけないということで、我々が取り組んだのがN I T A研修です。資料に「N I T A研修を受講して」という記事が出ておりまして、その中に私の写真もございますけれども、アメリカのN I T Aという法廷技術の研究所から、元検察官、あるいはスーパーロイヤーと言われる有名な弁護士たちを大阪弁護士会に招きまして、講演をしてもらったときの記事であります。アメリカ式のものが必ずいいかということ、それはもちろん問題はありますけれども、30年以上の歴史を持っていますN I T Aで学んできた彼らのプレゼンテーション技術、例えばオバマ大統領の演説はすばらしいと言われておりますし、あるいはAppleのCEOのスティーブ・ジョブズのプレゼンテーションは非常に上手だと言われておりますけれども、それに相通ずるいろんな技術を学んでいかなければならない、これを法廷技術として我々も導入しよう、尋問技術として導入しようということで、こういう研修をしています。

ただ、残念ながら必ずしもまだ定着しているわけではなくて、分かりやすさでは弁護人より検察官のほうが上回っているというアンケート結果が常に出てきて、残念ではありますが、弁護士会はそういう研修などをしながら、この裁判員裁判を迎えました。

ここで、高見さんにかわりまして、この2年間、裁判員裁判がどのように動いてきたのかについてご報告いただきたいと思います。

高見弁護士

私からは、10分15分ぐらいお時間をいただきたいと思います。配付していただいている資料の、105番のレジュメと108番の被告人のための裁判員裁判を実現する決議をごらんいただきたいと思います。

この108番は、去年の11月19日に、近畿弁護士会連合会——近畿の6単位会の連合会——の会員が集まってシンポジウムをやったときのものです。裁判員制度が始まって当時で1年半ぐらいたっていたわけですがけれども、もともとの裁判員裁判の制度設計の目的は被告人のための裁判員裁判ではありませんでしたが、それを被告人のための裁判員裁判として実現していくために、弁護士としてはこういうことを考えなくてはいけないんじゃないかということで、そのために実行したシンポジウムで上げた決議です。108の第1を見ていただくと、裁判所に対して、こういうことをやってくれということを要求しよう、第2に、検察庁に対して、こういうことをやってくれということを要求していこう。第3に、弁護士としてもこういうことをやっていかなければいけないよということで決議をしたものです。

それでは、資料105に基づいて、これから少し説明していきたいと思います。

制度が始まったのは、平成21年5月21日です。ですので、今の時点で約2年ちょっとたちました。配付資料の中には数字は書いていないのですがけれども、制度が始まってから今年の3月31日までに判決を受けた人数は、全国で2,099人になっています。そのうち、無罪判決を受けた方が5人います。罪名で言いますと、覚せい剤取締法違反が一番多くて3人、殺人罪が1人、強盗殺人罪が1人です。この強盗殺人罪というのは、死刑求刑で無罪判決が出た鹿児島的事件で、今、検察官控訴中です。

まず、レジュメの4の(1)弁護士が複数で事件に対応すべきことですが、検察官は庁を挙げて裁判員裁判への対応をしていますので、立会検事——法廷にやってくる検事は少なくとも2名、多ければ3名やってくることがあります。それに対して、弁護士会としては複数選任を申し入れようということを言っているのですが、必ずしも2名以上で対応できていません。

「裁判員制度ナビゲーション」の51ページに、罪名別に見た裁判員制度対象事件、これは制度が始まる前にこれだけの事件がありましたよということですが、ここに罪

名が書いてあります。この5行目に傷害致死という罪名があります。それから、下のほうに保護責任者遺棄致死という罪名がありますが、こういう罪名は、起訴前の段階でも弁護人が複数つけられますよという条文がないものですから、裁判所がその条文にこだわらして、1名しか選任しないという実態が残念ながらあります。そうすると、捜査官側はチームで捜査をしているに対して、起訴前は弁護人が1人でやるしかありません。特に否認の事件は1人では到底対応できませんので、そういうことについて制度を変える、それから起訴後も複数で担当しようではないかということです。弁護人の言っていることが分かりにくいと言われていることの1つには、1人でやっているからということもあるのではないかと思います。

(2)裁判員の負担軽減の観点ばかりが強調されて、十分な審理の時間の確保がないがしろにされていないかということですが、これは(3)とも共通しますけれども、裁判所は、裁判員の負担を軽くしなくてはいけないということで、審理期間を区切ってくるといいますか、日数を少なくしましょうということを盛んに言うわけです。弁護人もそれになかなか抵抗しにくいような雰囲気があるんですが、そうすると、本来受けるべき審理を被告人は受けることができていないのではないか、それは大問題ではないかということで、こういう点も遠慮なく主張していかなくてはならないと考えています。

ちなみに、最高裁の統計を見てみますと、否認事件の平均の開廷日数、つまり裁判を開いた日数の平均は4.5日となっています。ですから、否認事件でも裁判員の方は4日ないし5日間法廷に来ていただくだけです。もちろん、それから評議の時間がありますので、それだけではないですし、裁判員として仕事をしていただくために拘束される時間も決して短くはないんですけれども、これまで何十日もかけてやっていた事件を、裁判員裁判が始まったからといって拙速にやっていいわけがないのではないかと、そういうことを申し入れていこうと考えています。

また、裁判員にもあらかじめ、そういう日程になっていますよということを前提に来ていただく。そうであれば、裁判官が、余りにも審理を短くしようとか、時間にこだわることはないのではないかと。私は、これまで裁判員事件で4件判決をもらいましたけれども、いずれの裁判員の方も、自分はこの事件を一生懸命やらなくてはならないという気持ちで来られていますし、拘束される時間が何日かになるということについては、それを前提に来てくださっていますので、それは構いませんということをお

っしゃる方が多いです。それから、仕事の都合で無理なんだとか、自分はやりたくないということをおっしゃいますと、相当柔軟に裁判所もそれを認めています。昔、反対意見を言う人が、仕事を休まなくてはいけない、昔の赤紙みたいだ、思想信条の自由に反するではないか、裁判員制度は絶対おかしいと思っている人でも引っ張り出されるのはおかしいということを行っている人がいたのですが、実は裁判員候補者は、実際に審理を担当する6名以上の方、30名とか50名の方が候補者として呼ばれるので、そういうことを選任手続で明確に言っていただきますと、大体検察官が無理由不選任請求をします。それから、仕事の都合がつかないということであれば、それは柔軟に裁判所も認めていますので、拘束時間が長いからということで裁判員の負担を軽減しようということ余りにも強調するのは、間違いではないかと言っています。

(5)は、秋田さんから説明があったとおりです。

(6)は、報道も結構されていますけれども、本来出てきてしかるべき証拠が出てきていない、それが後で出てきたりする。今回の布川事件もそうですけれども、ああいうことがないようにするためにも、少なくとも検察官の手持ちの証拠としてこういうものがありますよという一覧表ぐらいは、弁護人に明らかにすべきではないか。もともと弁護士会は、全証拠の開示の要求はしています。国家機関が強制的に、そして税金を使って採取した証拠を独り占めにするのはおかしいではないかという発想もあるんですけれども、それを言うと余りにも行き過ぎだという方もおられますので、少なくともどういう証拠があるのかということは明らかにしていただかないと、隠されていては分からない。それは故意、過失を問わずですけれども、その担保のためにも一覧表をもらうべきではないかということをお願いしているところです。

「5 裁判員裁判の今後」に移ります。

3年を経過したときに法律の施行の状況について検討を加えて、制度基盤をよくするために所要の措置を講じるということになっていまして、法務省の中に、裁判員制度に関する検討会というものがございます。その議事録がホームページで出ていますので、それを見ると今法務省が何を考えているのかが大体分かるのですけれども、覚せい剤の密輸事件や通貨偽造事件などを裁判員対象事件から外そうと考えている節があります。

これはうがった見方かもしれませんが、裁判員裁判で、覚せい剤取締法違反で3件の無罪判決が出ています。今年の3月31日までの5件のうちの3件です。現



時点では7件出ているはずですし、先週、千葉のほうで覚せい剤取締法違反でまた1件無罪が出ていますので、そういった観点から、無罪が出過ぎると考えているのか分かりませんが、これらを外そうとしている感じがあります。

それから、被告人の選択権は絶対に認めない、これは被告人のための制度ではなくて、国民のための制度だということが前提になっているようです。

(2)日弁連での議論状況ですが、日弁連でも、この3年目の検証のためにプロジェクトチームがございまして、そこで①から⑦について議論をして意見書をまとめ、今後、各単位会に意見照会をして、それを日弁連の意見としてまとめるという作業を今しております。

①証拠開示制度の拡充、②対象事件の範囲の拡大・縮小・被告人の選択権については、覚せい剤取締法の事件を減らす必要はないということです。あと、被害者保護の観点から、強姦事件、強姦致傷事件、強制わいせつ致傷の事件については外すべきではないかという意見があります。③評決要件は、死刑を言い渡す判決のときには、少なくとも全員一致とする必要があるのではないかと議論しております。

④手続二分論といいますのは、今は、事実認定手続と刑の量定手続を同じ合議体、同じ裁判体でやっておりますので、刑の量定のために調べるべき資料を見てしまうという問題があります。有罪になった場合には、前にもこういうことをやっていたんだから刑を重くしましょうということになるわけですがけれども、本当に彼がこの事件の犯人なのかどうかということ判断する時点では、前科がありますよということ裁判員に伝えるべきではない、証拠を見る目が曇るであろうという発想なのですからけれども、そこが明確に分けられていません。日本の裁判員裁判は、陪審と違って量刑と事実認定手続を両方やりますので、そういうところからしても二分すべきなのではないかということを行っています。

⑤裁判員守秘義務の緩和です。記者会見などで、裁判員の方がちょっと話を始めると、職員がとめるということがあります。しかし、我々は、評議の中でどんなことが話題になっているのかということが知りたいわけです。例えば、自分がやった弁論はちょっとぐらいは説得力があったのか、全然だめだったのか、そういうことは今後のためにも有用なことです。そういうことも教えてほしいなと思っているんですけども、守秘義務がちょっと強過ぎるのではないかと考えています。

⑥裁判員の心理的負担の軽減は、皆さんとてもまじめに審理をしてくださっていま

すので、判決の後にとっても疲れるそうです。それから、自分の言い渡した判決があれでよかったのだろうかということはずっとお思いになるそうです。特に死刑判決を言い渡した方はそうだろうと思います。そういう人たちへの心理的ケアという面を、もう少し拡充すべきではないかということを議論しています。

⑦控訴審のあり方は、裁判員が参加した合議体が出した無罪の判決を、職業裁判官だけで構成される控訴審で破棄できるのかという問題ですが、理論上は今ではできません。条文上もできます。実際にも、今年の3月29日、3月30日の2件、東京高裁で一番の裁判員裁判の無罪判決が破棄されて有罪判決になっております。しかし、それはそもそもおかしいのではないか、少なくとも裁判員事件で無罪になった場合には、事実誤認を控訴理由とする検察官控訴を認めるべきではないのではないかということ、日弁連としては今考えている状況です。

私からは以上です。

### 三成議長

どうもありがとうございました。

裁判員裁判制度については、法律関係の者は、以前から、わが国の司法への陪審制の再導入に関して、学問的にも実務的にもいろいろ議論があって、それなりの経験とか理論的な意味での知識を持っているのですけれども、一般の方にとっては、先ほどお話がありましたように、降ってわいたような話だったのかもしれない。その点で、制度的な説明などについて、事実確認も含めてご質問をいただけたらと思います。ひょっとしたら、委員の中ですでに裁判員になった方もおられるかもしれないし、お近くに裁判員になった方がおられるかもしれないけれども、そういう経験をお持ちでしたら、それを踏まえてご質問いただけたら結構かと思えます。

細かいことはともかく、確認の質問などがございましたらお願いします。

### 越堂委員

越堂と申します。よろしく申し上げます。

13ページなんですけれども、今おっしゃったように、裁判員に当たってしまったらそのことを人に言っはいけないということはずっと思っていて、友人から、言っはいけないねんけど当たってしまったということを知って、私は言っはいけないと思っはずっと黙っているんですけども、これは、公にするということであって、親しい人にとっか、終わった後に裁判員になったということを知るのはいいわけですか。

聞いただけでもギルティーを感じたんですけれども。

秋田弁護士

裁判員になっている人に対して何らかの働きかけがあることを危惧していますから、新聞などで公表したりしてはいけないということです。どちらにしても、例えば会社も休まなければいけないということもありますし、裁判員として参加するために協力をしていただかなければいけないということもありますので、だれにも黙っていただければならないという制度ではありません。

それから、あらかじめそういうことが明らかになってしまうことによって、いろいろな働きかけがあるのではないかということも危惧してのものですから、終わった後であれば公表すること自体は何の禁止にもなっていません。

現に、経験者ネットワークというところで活動しておられる方に我々は接触を持っていて、昨年の刑事弁護委員会の合宿に来ていただいて、お話を伺いました。守秘義務に反するようなことは教えていただかないわけですが、一般的な感想などについてお聞きする機会を持っているし、弁護士会でもそういう機会を設けるようにしています。

李委員

初歩的なことですが、今、高見弁護士さんの報告の中にありました被告人の選択権は認めないということですが、これはどういう選択権のことを言っているのでしょうか。

高見弁護士

これは、被告人に裁判員裁判を受けたいという請求権を認めるかどうかという考え方です。

今は、この罪名に該当する限りは、被告人が嫌だろうが、やってほしかろうが被告人の意思に関係なく、絶対に裁判員裁判になってしまうのですけれども、そうではなくて、裁判員対象事件であっても、被告人に裁判官だけの裁判を受ける選択権を認めるべきではないかという考え方があります。

それからもう1つ、罪名の範囲を広げるべきだという考えの中には、今の裁判員裁判は重い事件が対象になっていますけれども、例えば、いわゆる痴漢の事件で、自分は冤罪だということで捕まっている人が、裁判員裁判で審理してほしいという請求をしたら、それを認めるべきなのではないかという考え方です。それが被告人に請求権

を認めるかどうかという観点です。日本ではそういう制度にはなっていません。

李委員

ついでに1つ、2つ聞いておきたいと思うんですが、「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。」というパンフレットの3ページの一番下に、国民裁判に参加する制度というのは広く行われていると書かれていますが、何カ国ぐらいがこういう裁判員制度のような制度を取り入れておられるのかということが1つです。

それと、先ほど高見弁護士さんの報告の中で、この2年間弱で裁判員裁判の判決数が2,099件あったという報告をされましたけれども、その中で外国籍の人の裁判がどのぐらいの割合であったのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

高見弁護士

私の知る限りということになりますが、ほかにどこの国がやっているかということですが、お隣の韓国でもしておられます。それからあとは……

三成議長

やっていない国を挙げるほうが難しいです。陪審か参審かの違いはありますけれども、多くの国で何らかの形でやっています。

高見弁護士

その点は三成先生に教えていただいたほうがいいかもしれません。

あと、外国籍の方がどれぐらいの割合を占めているのかということですが、最高裁の統計ではそういう数字は出してないです。ただ、最高裁としては、資料は恐らく持っていると思います。あるいは、要通訳事件という形で、通訳人を要するという形の数字は持っているのではないかと思いますけれども、在日の方の統計を持っているかどうかについては、多分ないんじゃないかなという気がします。

秋田弁護士

若干補足させていただくと、裁判員制度について海外との比較でどうなのかということですが、大きく分けると陪審型と参審型に分かれます。陪審型は、英米法系と言われる主にイギリス、アメリカなどで行われています。オーストラリアなどもそうなのですが、これは陪審員だけで事実認定を行う制度であります。多少の差はありますが、有罪か無罪かのみを判断するというのが陪審裁判の多くの例であります。アメリカは州ごとに法律がありますが、すべての州で陪審裁判をやっています。それから、英米法系の香港などもそうだと思います。

大陸法系のドイツやフランスは参審制度ということで、日本の裁判員裁判とよく似た形で、裁判官と参審員とがミックスで評議をして判断します。国によって違いはありますが、おおむね日本と同じように、量刑等についても判断をします。

ただ、日本の裁判員裁判と違うのは、参審制は任期制だということです。日本の裁判員は事件ごとに選ばれますけれども、フランスなどは、1カ月なら1カ月間は参審員で、複数の事件を担当するというやり方をとっているようであります。

「ナビゲーション」の55ページに出ていますけれども、いわゆる先進国の中で国民の司法参加という制度を持っていない国は非常に限られていて、逆にそれが日本は引け目になっているという中で、先ほど降ってわいたという言い方をしましたけれども、日本の刑事司法でも国民の参加制度を認めようという話になったようであります。

ちなみに、先ほど高見さんから韓国の話が出ましたけれども、韓国は国民参与制度という制度ができておまして、これは陪審型です。陪審型ですけれども、最終的には陪審の判断を裁判官が覆すこともあり得るということで、そういう意味ではちょっと特殊ではありますが、事実認定自体は陪審員のみで行うという制度を、日本の制度改革より後に議論が始まったのに日本より先に導入したということで、向こうのほうは非常にスピーディーに進みました。実は取調べの可視化も同じようなところがありまして、向こうのほうに先に導入したという状況があります。

西村副議長

議論が深まってからでは聞きにくいので、その前に聞いておきたいんですけれども、私がいただいたいろんな資料を見た限りでは、導入の理由としては、刑事裁判の冤罪の減少とか審理期間の短期化、市民感覚の注入という形で表現されているわけですが、特に裁判所関係から出ている資料を見ますと、制度に問題があったのか、裁判官に問題があったのかというのには全く触れずに、いかにも制度が不備なためにいろんな問題が起こっているという書き方になっています。もちろん、裁判所自身が裁判官の印象を悪くするような発言をするはずはないんですけれども、裁判官だけではなしに、弁護士側から出ている資料を見ても、そのところの突っ込み方が非常にソフトというか、紳士的な感じを受けますが、制度なのか、個人的な資質なのかというのは物すごく重要な問題じゃないかと思います。

それから、先ほどの意見と重なるんですけれども、冤罪の減少ということがこの制

度の導入の非常に大きな部分であるとするならば、具体的な効果というのはどうなのか。制度を変えただけで冤罪が減少するとは考えにくいんですけども、その点についてお願いします。

秋田弁護士

私の先ほどの説明に若干語弊があったのかもしれませんが。といいますのは、冤罪防止というのは弁護士会単独説でありまして、裁判員裁判導入に当たって、裁判所も検察庁も、口が裂けても冤罪防止とは言いません。彼らは、これまでの制度はよかったんだけど、それをよりよくするためにという言い方をしないと議論に乗ってこないという状況でありまして、おっしゃるとおり、非常にソフトな言い方をしないと話がかみ合わないというか、話にならないという状況が続いています。司法制度改革審議会の日弁連の委員として、例えば中坊公平元弁護士の名前がご記憶にある方もおられると思いますけれども、彼は結構歯に衣着せぬ言い方をされる方ですけども、正面から、裁判が絶望的だからやるんだという言い方はされていなかったはずであります。

ただ、本音の部分では、絶望的であり、冤罪を防ぐということに持っていきたいと思っておりますけれども、「国民の司法参加」というキーワードを使うことによって、全く同床異夢の人たちが、裁判員裁判という制度をつくっていかうというところで統一できたとご理解いただく必要があるかと思えます。それがいいか悪いかは別としてというか、私たちの立場からすると、もっと端的に言えば、被告人のために、あるいは冤罪被害者を生まないための制度をこの制度設計の中にもっと入れるべきであったらと思うんですけども、それは正直なところ、実現はしませんでした。

ただ、目的として正面からとらえられてはいないけれども、反射的な作用はあり得ると我々は思っていますから、その点で、先ほど言いましたように私は推進派になっていったとご理解いただきたいと思えます。先ほど言いましたとおり、冤罪を生んでいる大きな原因は精密司法、要するに密室で取調べをして、密室でつくられた調書が非常に重要視されて、あたかもストーリーとして完成されて、それが真実であるかのようにひとり歩きしてしまうという1つの冤罪の典型的なパターンがありました。しかし、そのパターンを打破することができる。完全に冤罪を防ぐことができるかという、これはすべての国の刑事裁判が抱え込んでいる問題ですけども、少なくとも日本型の弊害を生んでいる精密司法という名のもとに行われている冤罪を防ぐきつ

かけにはなるだろうと期待しています。

私自身は、ちょっとがち過ぎかもしれませんが、そういう制度になって、司法のあり方自体が大きく変わりつつあるときに、検察庁が変われなかった、その変われなかった典型があの特捜部だと思っています。それが破綻を来してああいう事件を起こしてしまいました。あの事件は何だったのかという、調書でつくられたストーリーがあったのですけれども、そのストーリーに合わないフロッピーディスクが出てきてしまった。本来であれば、供述内容をもう一度見直すというのが正しいやり方だったはずなのですけれども、ストーリーにこだわり過ぎて、フロッピーディスクのほうを修正してしまった、それがあの事件だったと見るのが可能だと思います。今はITの時代になって客観的な証拠が残されるようになってきているにもかかわらず、その中で自分たちのつくったストーリーにこだわったことが、ああいう結果を生んだ。ただ、その結果を生む1つのきっかけに、裁判員裁判のような形で、調書を必ずしも重視しないんだ、証拠を踏まえてきっちりと判断をしていくんだという大きな流れをつくっているという意味では、これは冤罪を防止する1つのきっかけにはなり得る、完璧とは言えないけれども、なり得るのではないかと考えています。

そしてもう1つ、これがまた宣伝になってしまうわけですが、おっしゃるとおり、裁判員裁判だけで冤罪を防ぐことはできない、もう1つ重要なのは取調べの可視化であると我々は考えています。密室取調べをきっちりと変えて、少なくとも後から検証できるようにしておく。どういう取調べによってその供述が出てきたのか、それは取調べの可視化だけではなくて、証拠、捜査の可視化、例えば証拠がどのように採取されて、どのように保存されて、そして法廷に提出されてきているのかという捜査過程そのものが可視化されるということが、本当の意味で必要だと思います。それこそが、冤罪が起こることを防ぐ1つの大きなポイントになる上に、それでも間違いが起こることはあり得るけれども、仮に間違いであったということが分かった時点で、その過程を検証することができるということ、そこに重要な要素があると思っています。

西村副議長

もう1つ、先ほど説明いただいた中に、この法律では、3年後に再検証して変える可能性があるように書いてありますけれども、実際、国が1回決めたことをそう簡単に3年後の意見によって変えるとは思えないのですけれども、どういう世論づくりと

かどういふ条件があるときに国が変えるのか。そのあたりについて、できたら会長さんあたりからご説明いただいたらありがたいと思うんですけども。

中本会長

この検証は、廃止するということを想定しているわけではないと思います。裁判員制度を導入して、3年目にこれをやめるかどうかということを想定した検証期間ではなくて、制度に不都合があった場合、どのように微調整をしていくかということだろうと思います。あれだけ大がかりに国民の動員をして始めたものを、3年目にやめましようということにはならないだろうと思います。

現に今、検証をしているのは、例えば、この前、日弁連が声明を出しましたけれども、今、裁判員になられた方には非常に厳しい守秘義務が課せられているんです。ですから、その守秘義務を緩和しようとか、そういう意味での微調整をしましようというのが今議論に上がってしまして、この制度をやめようかという議論は、今のところ日弁連からも出ていませんし、裁判所からも検察庁からも出ていないと思います。もちろん、日弁連の会員の中には、そもそもこの制度に反対だという人はいますので、それらの人はもうやめようと言うかもしれませんが、それは日弁連の多数意見にはなっていません。

幸田委員

今、ほとんどお答えが出たような感じもするんですけども、もう1度教えていただけたらと思います。

市民の立場で考えたときに、この制度はよかったのかなと。結論はそれぞれ法曹関係者によって違うかも分からないですけども、実際に実務に携わっていらっしゃる弁護士から見て、この制度はよかったのかどうなのか。それを教えていただきたいと思います。

私などは、この制度が本当にこの国に定着するのかなと随分関心を持って見てきた1人ですけども、法曹関係者、司法関係者のご努力で随分定着してきたのかなと思っています。特に裁判員制度に参加した市民の方というのは、参加してよかったという人が多いですね。報道で見る限りそういう話なんですけれども、実際の実務に携わられて、それはどういうふうにごらんになっているのか。いろんな制度が複合的になっていると思いますので、まず裁判員制度がよかったのか悪かったのか、そこをまず教えていただけますでしょうか。



## 高見弁護士

私は、導入してもらってよかったと思っています。

今おっしゃったとおり、裁判員になった方の終わった後の感想では、やってよかったと述べられる方が多いです。もう1回やるのはしんどいけれども、みんなまじめにやっているからこそしんどいのであって、やってよかったという方がほとんどです。これは諸外国の陪審員になった方のお話を聞いても皆さんそうだったんですけれども、全然知らない人たちが集まって1つのことについて議論する場というのは、社会生活でも意外とないわけです。そういう経験をそれぞれして行って1つの結論を出したという、変な言い方ですけども、充実感といいますか、そういうものに関与するというのがなかなかないので、1つの達成感があってよかったというか、まじめにやってよかったという感想を述べられる方が多いので、よかったなというか、未来があるなと思っています。

それからもう1つ、裁判員裁判が始まってよかったのは、制度導入の趣旨の中に、国民の健全な常識を裁判の中に入れるということも、お題目なんですが入っていることです。裁判官裁判には非常識な判断があるんじゃないかということも大っぴらに言われたりもしていたんですが、国民——この「国民の」というところがまたちょっと問題がありまして、我々は「市民の」と言っていたんですけども、国民の健全な常識を裁判に入れるということで、今まで我々が説得する相手は裁判官だけだったんですけども、裁判員も説得する相手になりました。人数としては、裁判員のほうが多いです。裁判員と裁判官の方が本当に対等に評議をしているかどうかは分かりませんが、我々は、裁判員に勇気を持っていただける弁論をして、評議室で、裁判官が、「今までの実務では、これはこうなっているんですよ」と言ったときに、「裁判官、私はそれは納得できません。こういう証拠をどのように評価するとそんなことが言えるんでしょうか」という場面が、裁判官と裁判員の中できっとあると思うんです。優秀な裁判官はそれを合理的に説得できると思うし、それは話し合いの中でやるのですから、それは悪いとは思わないんです。本当に納得して合議ができるのであれば、それは悪いことではありませんが、無能なと言うと変ですが、理屈が立たない、合理的なことが言えない裁判官は、よう説得し切らないんです。具体的に、そういう裁判官がいて、結局裁判員をよう説得し切らなくて無罪になっているんじゃないかなという事件もあります。その事件は本当に無罪だと思う事件なのですけども、今までの裁判

官裁判では、「こういうものなんだよ」というふうに経験のある裁判長ががんと言うと、それに対抗してなかなか物が言えない陪席が、不納得ながら「はい」と言って合議が成立してしまう。しかし、裁判員6名の中に、それでは納得できないという方が1人か2人おられれば、その雰囲気は違うと思うんです。裁判官も、裁判員裁判で裁判員の方と評議をしていく中で、自分たちが当たり前のように言っていたことが、これはそうでもないなと思ったりとか、いろんな観点から指摘してもらえるとということを行っていますので、僕はすごく期待をしています。

#### 秋田弁護士

高見さんのおっしゃるとおりなんですけれども、私から1点だけ補足させていただくとすれば、法廷が活性化しました。弁護士も、先ほどはN I T Aという言葉を使いましたけれども、技術というものを非常に意識して、プレゼンテーションのあり方なども工夫しています。それは、検察官もそうなんです。検察官は、NHKの協力を得てしゃべり方講座をやっているらしくて、今、朗読は非常に上手になっていますし、しゃべり方も堂々たるものです。

そういう工夫をするようになった、これは、これまで法曹三者が自分たちの業界の中でやっていたということに対する根本的な見直しを図ることになったということもありますし、いろいろな工夫の余地が出てきて、はっきり言って大変ですけれども、やっていておもしろい。おもしろいと言うと語弊はありますが、弁護人として、裁判員裁判の法廷で分かりやすく伝えるために、いろいろな工夫を考えながらやっています。まだまだ向上しなければならぬと思っていますが、そういうことも含めてよったんじゃないかと思います。

目に見える形ではありませんが、裁判官も評議の中で、第三者の方、一般に法律の専門知識を持たない方たちとコミュニケーションしなければならなくなったということで、いろんな意味で改善しなければいけない状況になっているはずですよ。そういう意味で、法曹三者にとってよかっただろうと思っています。

#### 幸田委員

法曹関係者、法曹村の住民たちも頑張っているということで、立法制度の目的であるところの司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上、この点は評価ができるという意見がありました。

それでは、先ほどから一生懸命述べられている弁護士会としての目標であるところ

の例えば冤罪の防止といったことに関しては、評価はあるんですか、ないんですか。

秋田弁護士

今の時点では、評価としては非常に難しいと言わざるを得ません。2年たっているんですけども、これまでやってこられた多くの事件は認める事件でしたが、その中で、徹底否認事件という完全に犯人性を争う事件が幾つか出てきてまして、鹿児島的事件のように無罪が出ている例もありますし、この前、神戸でも強盗致傷の事件で無罪判決が出ています。そういう意味では、これは私の感覚ではありますけれども、まだ数は少ないですけども、疑わしきは被告人の利益にとというのが徹底した形で判決が出る例が出てきているのではないかと思います。これから、全く身に覚えがないという事件が増えてくるとは思いますけれども、その中で、まだまだ数としての評価は難しいところではありますが、そういう意味ではこれからまた検証しなければならない側面が出てくるとは思います。

ただ、もう1つ考えなければいけないところがあります。検察庁自身が非常に慎重になっています。実は、裁判員裁判対象事件はもっと多いただろうと予測されていました。大阪では、360件から400件が1年間に裁判員裁判対象事件になるだろうと思われていたのですけれども、これがかなり減っておりまして、今までの実績では250件前後になっています。

この要素は何かというと、検察庁がある意味では非常に慎重になっている。全く別の犯人がいるという典型的な冤罪事件ではなくて、本当にそうなのかなと首を傾げるような事件、犯人は犯人なんだけれども、例えば殺意を認めるか認めないか、あるいはこれは本当に強盗致傷なのか、暴行の程度は本当にそれほどひどかったのかということが問題になるような細かい冤罪というのがあるのですけれども、そういう事件について検察庁がかなり慎重になっていて、それが理由で250件ぐらいに減っているのではないかと考えています。そういう意味では、裁判員裁判がプラスに働いている部分は、冤罪防止という観点からも十分あるのではないかと考えています。

高見弁護士

冤罪防止に役立っているかということ、それは客観的には分かりません。ただ、感覚としては、裁判官裁判だったら無罪になっていないもので、無罪になったものがあるんじゃないかと考えています。証拠関係も知らないのに言えることではないんですけども、何となくそういう感覚はあります。

### 三成議長

陪審と職業裁判官で冤罪率がどちらが高いか低いかを調べた研究があるようですが、そんなに違わないだろうという結果だったように思います。それでは陪審制とは一体何なのかということになります。冤罪をなくすというのは、そもそも刑事司法がそうですけれども、しかしもともと陪審制とか参審制というのは、市民が司法にアクセスするということが大きな課題であって、司法に市民がアクセスすることによって司法が身近になっていく、それによって司法というものが市民社会の中に定着していく。司法というものが市民にとって遠い世界の話じゃなくて、自分たちの世界のものとして理解されていく、これが司法への市民参加というものの意義なのではないかと思います。

ですから、具体的に冤罪率はどれだけ減ったのかということをお話し出すと、これは経験知でしか説明できなくて、客観的なデータを示すことはなかなか難しいようです。もちろん非常に大事な問題ではあると思いますが、むしろ市民参加という制度の何に価値を見出すかだろうと思います。先ほどから繰り返し出ている議論では、これで本当に冤罪が減るのかという話が出ていると思いますが、それについては私も疑問があって、逆に冤罪が増える可能性もあるのではないかと考えております。アメリカの陪審の歴史をを見たら分かるように、リンチに等しい陪審裁判が行われる可能性もある得るわけです。市民参加の怖さというのは逆のベクトルで働くこともあり得ますので、そこら辺の問題を認識しつつも、しかし市民が参加することのメリットは一体何なのかということをお考えることのほうが意味があるのかなという気がしております。

その点でいくと、弁護士さんにお聞きしたいのは、日本の場合、一部の刑事事件が裁判員裁判になったのですけれども、さらに民事事件にも陪審か参審を広げていくということに弁護士サイドは賛成なのか、そういう方向で考えておられるのか、その点はどうですか。

### 中本会長

今年の日弁連の定期総会で、民事司法改革について推進するという決議がされまして、その項目の中に、民事陪審も検討しようというのが挙がっております。

今まで、民事陪審を導入するのに効果的だと思われる裁判類型でいつも具体的に挙げられるのは、行政裁判です。やはり国民の声を行政裁判に反映していくことは非常

に重要ではないだろうか。日本の行政は非常に裁量権が広いものですから、その裁量権について国民の率直な感覚を入れるべきではないか。

現在、行政裁判というのは、日本では年間 2,000 件ぐらいしか起こされていないんですが、ドイツなどは行政裁判所がありますので、年間 50 万件起こされているんです。では、なぜそんなに少ないのかというと、結論から言うと、やっても負けるか、門前払いされるから、やらないというところが非常に大きいと思います。今の行政というのは非常に大きな裁量権を持っているわけで、訴えていっても、その裁量の範囲内だということになるとなかなか勝てないわけです。そこで、職業裁判官ではなくて、市民の目から見て本当にそれでいいのかという感覚を裁判の中に導入してはどうかということ強く日弁連等と言われていますが、民事陪審を導入する手立てをまだ具体的に検討しているわけではありません。また、すべてについて民事陪審を導入することについては、日弁連の中でも反対意見があります。例えば、知財事件をアメリカの民事陪審でやって、ひどい目に遭った日本の企業は随分たくさんありますし、私の周りの弁護士も、アメリカでひどい目に遭ったから絶対あれはあかんといつも言います。そのように民事陪審には功罪がありますので、恐らく日弁連の議論の中でも、すべてに民事陪審を導入するということは抵抗が強いと思いますけれども、一部に導入してはどうかという意見がないことはない、その典型的なのが行政裁判です。

### 三成議長

ありがとうございました。

行政の話が出ましたので、幸田委員一言どうぞ。

### 幸田委員

さっき、どうして冤罪防止に効果があるかという質問をしたかということ、実は三成さんがおっしゃったことに全く賛成だからなんです。要は、効果として検証できないことを目標として設定することは、それはロジックが矛盾しているでしょうということと言いたかったんです。

確かに、感覚的にはあるだろうという答えは、それは正に先生方がおっしゃるとおりだと思うんですけれども、PDCAというのがありますね。目標に対してこう取り組んできた、チェックして次のアクションをする、その目標は、評価できないことを目標とすることには余り意味がない。そういうことを言いたかっただけです。

高見弁護士

おっしゃるとおりだと私も思います。

とても変な言い方をしますが、主権者の国民が参加して間違っただけの判断が出たとして、それでも納得できませんけれども、選ばれた人ではなくて、主権者から判断されて間違われたという人の納得の状況と、今みたいな裁判官に間違われた納得の状況を考えると、主権者に直接判断してもらって間違われたんだっただけじゃないという割り切りが——これはおかしいことを言っているなど、言いながら思っているんですけども、そういうこともあるんじゃないか。今まで職業裁判官に幾ら言っても箸にも棒にもかからなかったことが、裁判員に言うと、聞いてくれてるという実感があるんです。その人たちが、評議の中で裁判官を説得しているんじゃないかなとも思えるんです。今までの裁判官は、判決を書いた後は知らんぷりなんです。当事者からは全くアクセスができない。特に刑事事件の裁判官室というのは書記官室でガードされていますから、当事者の意見を直接聞くことは法廷でしかないんです。判決を出して、文句があるんだったら控訴してちょうだいと言って知らんぷりしていればいいんです。判決の理由を見て全然納得できないなと思うことがあっても、裁判官のほうは全然説得する必要がなかった。でも、今は、評議をする中で、裁判員を納得させる結論でなければ判決になっていかないはずなので、そういう意味で、今まで必要がなかった能力といいますか、そういうものが裁判官に必要とされるようになってきているだろう。そういった意味で、今までよりはましではないかという感じが、それは全く感覚的なものですが、します。

三成議長

まだまだ議論したいところですが、時間もかなり過ぎましたので休憩をとりたいと思います。

[休 憩]

三成議長

時間になりましたので、再開いたします。

会長のほうからご説明いただいたことも含めて、質疑応答を続けたいと思いますが、いかがでしょうか。

西島委員

認識が誤っているのかどうか分かりませんが、いろいろ伺っていて思いまし

たのは、三権というふうに考えると、行政だとか国会との関係、国民の三権との関係ということで考えましたら、そういう意味では、裁判員制度というものに国民が直接かかわる・参加するというのはきわめて重みのあることだなど、重要な役割を果たしているのだなと思います。

例えば、国会を考えると、選挙もありますし、いろんな立法過程に参加するということはあるんでしょうけれども、なかなか立法にかかわることは少ないと思うので、そういう意味では裁判員制度はすごいなと思うわけです。

行政にかかわるといっても、ヒアリングなどはあつたりしますけれども、具体的に国民1人1人が何かの件に対して、この件はどうだということ呼び出されて、意見を言っただかかわっていくというのは、きわめて貴重なことだと思います。そういう意味では、国民というか、市民というか、民主主義を育てる側面としては非常に貴重なものだなと思いました。

確かに、日弁連としてあるいは弁護士会として掲げておられた冤罪が減るかどうかという視点からは、なかなか難しいところではあるんでしょうけれども、国民、市民としていろいろなことにかかわっていく、あるいは国全体のあり方にかかわっていくという意味では、非常に貴重なものなのだなと感心した次第です。

先ほど最後におっしゃっていた民事のことですけれども、私が一番初めに聞いたときには、民事事件のほうが裁判員制度になじみやすいというか、分かりやすい、かかわりやすいところがあると思うんです。家でうちの妻と話したときに、人が殺人をしたかどうかみたいな——そういう事件ばかりではないと先ほどおっしゃっていましたが、それを決めることを迫られた場合のしんどさも受けとめなければいけないだとは思いますが、まずトレーニング的に民事的なものをして、それから刑事事件に入っていくのがいいのかなという感じがしました。もしそれが本当の裁判に反映しなくても、そういうことでやってみて、それを入り口にしてというか、制度の周知を広げていくとか、理解していくということに使ってみてもいいんじゃないかなという感じがしました。

秋田弁護士

今、非常に大きな問題提起をしていただいたなと思いました。といいますのは、事実認定はだれがすべきものなのかという議論が根底にあるんだろうなということです。

実は弁護士会というのは、裁判所とか検察庁と違まして一枚岩ではないんです。反対する方もおられまして、すべての弁護士が1つのことに一致するということは恐らくないですね。何が言いたいかといいますと、裁判員には根強い反対論がありまして、その中には、裁判員ではなくて職業裁判官による事実認定とか裁判が保障されなければいけないんだ、裁判員がかかわるのはおかしいんだという議論があります。私はその議論は誤っていると思っております。事実認定というのは法律家の専権でも何でもない。どうやって事実認定をするのか、冤罪を防止するために合理的な事実認定をどうやってするのかというのは非常に難しいですけれども、みんなが考えなければいけないことで、エリート裁判官がやるべきことではないと思っています。先ほど高見さんから、だれに事実認定されたら納得が得られるかというお話がありました。それと同じ問題かなと思っています。

最終的には、常識によって判断せざるを得ないと思っています。「合理的な疑いを超える証明」という、分かったような分からないようなことがよく言われるのですが、例えば、被告人が言っている話がアナザーストーリーとして合理的かどうかという判断もあるかと思えます。先ほどの「無罪六原則」の話じゃないですけども、やってもやっても有罪判決ばかりだったので、私はちょっといじけているのかもしれませんが、裁判官というのは被告人に厳しく、検察側証人には優しいという常識を持ってしまっているのではないかと。あるいは、もしかしたら裁判官の常識というのがあって、彼らの裁判官としての評価、99.9%の有罪率の中で余りにたくさん無罪判決を出したら、偏向している裁判官と思われるんじゃないかというもの、言ってみればしがらみですが、そういうものから日本の裁判官は自由であり得るのか。あるいは、来る日も来る日も有罪判決をしている人に、本当に思い切った無罪判決ができるだろうか。無罪判決を思い切らなければいけないこと自体が問題と言えれば問題なのですけども、そういう中で彼らに事実認定を許していいのだろうかという根本的な疑問があります。

そういう中で、陪審裁判もそうですが、アノニマスという言い方をするんですが、要するに、だれか分からないけれども、みんなで話し合っ、みんなの議論の結果として事実認定をして、それが合理的な疑いが残ると言えるかどうかを判断していく、これは非常にいい制度ではないかと思っています。そういう意味では、今のお話は、裁判員裁判のあり方、あるいは国民の司法参加のあり方の核心を突いたお話だなと思



いました。

中本会長

民事に陪審制度をとという意見がお二人から出ているので、やはり前提事実を整理しておかないといけないと思います。

国民のだれもが判断できるということは、その前に、何が争点で、何を黒か白か認めてほしいのかということをはっきり設定しておかないと判断できないわけです。ですから、刑事法廷の場合でも、公判前整理手続で、何が争点なのかを詰めるわけです。その上で、集中してその点について立証して、裁判員の方に判断してもらおうというのが前提になっているわけです。民事も同じでして、民事にもし陪審制度を導入すれば、そういう争点整理をきちっとやっておかないと陪審制度はうまく機能しないんです。

そうすると何が大事かといいますと、今の制度を変えないと、今の日本の制度のまままで陪審制度は導入できないのです。具体的に言いますと、手持ち証拠が全部出ない限りは何が争点か分かりませんから、手持ち証拠が出るような制度、例えばアメリカにはディスカバリー制度というものがありますが、そういう制度がきちんと働くからこそ、アメリカでは民事陪審制度ができるわけです。しかし、日本の場合は完全なディスカバリー制度はありません。文書提出命令とか当事者照会という制度はありますが、片方の当事者がたくさんの証拠を持っているような場合、なかなかそれが出ないものですから、持っていないほうが負けてしまうという要素があるわけです。特に行政裁判はそうです。行政が全部の証拠を持っているけれども、訴える国民はなかなか証拠がないわけです。そのような偏頗な証拠状況の場合には、そういう制度がきちんとしていなければ民事陪審はなかなか機能しない。その点をちゃんとやっていかないと、日本の民事事件に陪審制度を根づかせることは難しいという事情があります。

ですから、私のように昔から民事裁判の改善をやってきた者からすると、今回、刑事裁判が変わったことについては大歓迎でして、裁判が変わったというよりも、弁護士が変わってきたと思っているんです。弁護士が自分の言葉でどうやって説得するかという能力を身につけることができる。私は、この能力がなければ弁護士はだめだ、民事でも、弁論で自分の主張を整理してしゃべって裁判所を納得させるという能力をつけなきゃいけないと常々思っていたのですが、なかなか民事の裁判ではそれがなく

て、民事の場合は書面を出すだけで判断する、次回期日を決めるということで、民事こそ調書裁判になっていたわけです。これを改めなきゃいけないと常に言っていたんですが、先に刑事裁判が改善されました。そこで若い先生方がそういうのになれてくると、それを民事裁判にも応用してくるんじゃないかと思って、そういう意味では私は非常に期待しています。

それと同時に、証拠の開示というものが刑事では非常に重要だということで、公判前整理手続で検察官の持っている証拠の全面証拠開示をすべきであると日弁連では言っていますが、これを民事の場合も応用することができないか。例えば、お役所を訴えるときに、お役所の持っている証拠を全部出せということが言えるような制度にならないかということに非常に期待しています。そういう意味では、刑事裁判と民事裁判は非常につながっていますので、刑事裁判の変化は民事裁判にも大きな影響を与えるということで、この制度を私は違う意味で評価しています。

### 三成議長

刑事裁判も、裁判員裁判を取り入れたからこそ可視化が進んでくるといいでしょうか、証拠開示のことも問題としてクローズアップされてきました。恐らく民事も同じところがあって、会長がおっしゃることはよく分かるのですけれども、民事への陪審の導入をを考えないと、証拠の全面開示の義務化やディスクロージャーは切羽詰まった問題として出てこないと思います。刑事も、裁判員裁判をやったことによって検察も追い詰められてきて、そこら辺は切った張ったじゃないですけれども、身を切らせて骨を切るみたいな形でどこかで調整しない限りは、安全なところで、さあ、開示しなさいでは、なかなか向こうも開示はしてこない。踏み込んで、さあという話になってきたときに、向こうもせざるを得なくなってくる。第一線で活躍されている弁護士さんの前で言わずもがなの僭越な話ですけれども、そういう感じがしました。

マスコミサイドからは是非お伺いできたらと思います。

### 川合委員

今、会長のお話を伺っていて、民事こそ市民常識が反映されるべきと私も思っています。コンビニ強盗に市民の常識を反映するよりは、公害病とか原爆症とか、戦後補償の問題といったことのほうが、ずっと市民の常識から乖離し切った判決がずっと続いているという印象を持っていますので、証拠をきちんと開示する制度とワンセットで、民事も当然事件を絞った上で、民事陪審というのも近い将来なのか、10年、20

年のスパンなのか分かりませんが、10年後とかと言っていたら結局何もできないと思うので、これも是非実現すべきことなのではないかと思います。

ただ、そういうときに被告として想定されるのは行政なので、そうすると事務手続が異常なまでに増えてしまって、それはちょっと気の毒という点はあるんですけども、記者を20年間やっていて、一番常識と乖離した判決が出るのは民事だなと実感として思っています。これが何で認められないのというのはいろいろありますし、今後は震災の復興絡みの裁判で、これが何で認められないのというケースがわんさど出てくると思いますので、民事陪審でも、その前提となる証拠開示というのは是非とも必要なかなと思います。

刑事のほうですと、全部開示したらかえって手間がかかるというふうに検察庁はおっしゃるので、少なくとも目録の開示ぐらひは導入されてしかるべきじゃないかという実感を持っておりますが、そここのところの見通しはどうなんでしょうか。手持ち証拠の目録開示というのはどうなんでしょうか。

#### 高見弁護士

今おっしゃっていただいたように、証拠を全部弁護人に見せると余計な争点が出てくるんじゃないかということを検察庁はよく言います。でも、それを判断するのがどうしてその訴追側になるのかということなんです。持っている者が、これは争点だと思うから出しましょう、これは一見すると被告人に有利なことが書いてあるんだけど、こんなものを出すと弁護人がそれに乗っかって要らんことを言い出すからややこしくなる、本来見るべき筋はこっちだから、これはそれとは関係ないということ、どうして検事が判断できるのかと思うわけです。

具体的な話をしますと、去年11月26日に堺支部で、知的障害を持った方の公訴が取り消された事件がありました。私はその事件の弁護人なんですけれども、あの事件で検察は報告書の捏造をしたんです。余り報道されていませんけれども、どういう捏造をしたかという、捕まった人は、「事件があった日の夜、私は家にいました」ということを初期供述でしていた、けれども、説得したら、「あれはうそでした、そんなことはありませんでした」というふうに供述が変わりましたという報告書があったんです。ところが、検察官は、「その日は家にいました」という初期供述があったということが弁護人に知れると、それに従って余計な主張をし出すから、これは弁護人に見せるべきではないと考えて、初期供述がこうだったという部分を消させて、もと

もとあった日の日付と同じ日付の報告書を別途貝塚警察につくらせたんです。これは明らかに虚偽公文書作成罪なんです。ところが、検察はそれが報道されそうになったので、自分で記者会見して、その検事の減給処分をして、今その検事は大阪から飛ばされたようですけれども、そういうことが現実には起こっているわけです。ですから、検察官性善説には立てないなと思っています。今までの刑事訴訟法は検察官性善説で、検察官はずるいことはしないだろう、持っているものは全部出すだろう、正直に答えるだろうということを前提に制定されているんですけれども、弁護人になりますと、そういう前提が間違いであることを現実には経験します。

その事件についてもう1つ言いますと、どうして検察がどうして公訴を取り消したのかといいますと、本来であれば裁判員裁判になった事件なんです、一部分だけですが、録画しているんです。調書の読み聞かせといたしまして、検事をつくらせた調書について、あなたの言ったのはこのとおり間違いはないね、あなたが言ったとおり書いたから、これから読むから見ていてちょうだいと言って読み上げるんです。私はどこそこに生まれて、何月何日にここに火をつけましたということが書いてあるんですが、あなたの言ったとおり書いたよね、私は怒鳴ったり脅したりしていないね、じゃ、サインをしてくれるかなということでサインをさせる場面だけを録画しているんです。これは本当に危険きわまりない録画なんですけれども、しかしそのDVDを裁判員が見たら、これはこの人が言ったことを書いているんじゃないなということが分かるようなやりとりが残っているのです。裁判員裁判でそれが法廷に出てしまうのが確実に予想できる状況になったので、検察は公訴を取り消して、無罪判決が出るのを防いだと思うんです。本当であれば、今年の5月か6月に堺支部であのDVDが放映されて、何でこんなものを検察官は起訴したのかということが大問題になって、取調べを始前から終わりまで全部録画録音すべきだという世論が、どんと盛り上がったんじゃないかと思います。裁判員裁判が始まったことによって、とても危険きわまりないものではありますが、一部分でも検察官調べを録画録音するようになったという意味では、今までやらなかったことをやるようになったということです。

公判前整理手続も、裁判員裁判が始まるということにつくられた制度です。というのは、裁判員裁判は法廷が始まったら月火水という形で連続で証人尋問をしますので、何が争点なのか、どの証人を呼んでくるのかということを決めておかないとできないわけです。裁判員に、今日聞きました、じゃ、次の証人を聞くために2週間後に

もう1回来てくださいというわけにいきませんから、そういった意味で事前に争点をはっきりさせておく、証拠も整理しておく。そのためには、一定程度の証拠は弁護人に開示すべきであるということで、不十分ではありますが、証拠開示制度は、正に裁判員裁判に伴ってつくった制度なんです。そういった意味では、大きな変革のきっかけになっていることは間違いないんじゃないかと思っています。

### 三成議長

ありがとうございます。

田渕委員、経済界のお立場からいかがですか。

### 田渕委員

実は、私も裁判員制度で裁判所から2回呼び出しがありました。その際に、私が立場上、公の仕事をしていることを伝えたところ、その関係上と思いますが、選任から外れたようです。本来であれば、私も裁判員をやらなければならないはずですが、いろいろとあるのだと感じております。

私の中では、裁判員制度が始まって、「まだ2年！」という感じで、感覚としてはもう4～5年行われているという思いでした。今、2年ということをお聞きし、思い起こせば非常に短い歴史ですので、2,099件ということではなく、これから何万件というレベルで、多くの方が裁判員として選任されるだろうと思っています。

その中で、裁判員になった方が増えていきますと、先生方がいろいろなことをやっておられるというのを聞いておりますが、出した量刑について非常に悩んでおられる方も増え、メンタル面のケアも今後益々必要になっていくのだろうと思っています。日本人は、結構まじめですから、心で思いながらも表に出さないところがあり、言ったらダメな部分だということで押さえ込み、悩む方が結構増えていくのではないのでしょうか。

また、裁判員制度は、裁判官の方が3名ぐらいでやっておられ、かなり高いレベルで行われていると思いますが、この高いレベルで、深掘りしたものに対し、裁判員制度を導入したことで、一般の方に対し、説明を平たくしなくてはいけないものですから、意外と分かりやすく説明して、終わってしまうのではないのでしょうか。しかも、証拠が全て出てきませんし、時間の短い間で決めてしまわなければいけない。そういうことによって、「本当に、これで良かったのか？」ということが、多く出てくるように思えます。

もう1つ、裁判員制度を民事にという話がありましたが、この表を見ていますと、刑事事件であっても詐欺罪など、軽いと言えば言葉は悪いですが、人に危害を与えておらず、金銭などに対して危害を与えたものについて、もう少し深掘りして頂ければと考えております。

三成議長

この件に関して弁護士サイドから何かございますか。

秋田弁護士

本当におっしゃるとおりだなと思って聞いていました。

最後に言われた裁判員対象事件をどう考えるのかということについて、先ほども高見さんからお話がありましたけれども、重大事件に限っていいのかどうかというのは1つのポイントです。ただ、軽い事件まで含めるとすごい数になってしまいますので、制度的に耐えられないというのはそうなのでしょう。

では、アメリカではどうしているのかというと、これは請求で、ほとんどの事件は有罪答弁で終わってしまっています。逆に、被告人、弁護人側が陪審裁判を求めれば、例えば贈収賄の事件などでも陪審裁判になっているという状況のようです。

韓国は、重大事件かつ請求ということになっているようです。そういう状況で、国によっていろいろやり方は違うという中で、日本がどう選択をするのかということが1つの大きなポイントかなと思います。

私自身は、請求を認めて、争う事件は徹底してやるべきではないかと思えます。例えば、痴漢冤罪事件もそうですし、私自身が関与していて無罪になった事件もあるんですが、そういう事件は、陪審裁判あるいは裁判員裁判のような形でやれば、もっと違った形になったのではないかと思っています。

もう1つ、先ほどから民事裁判員はどうかというお話がありますけれども、それに関して言うと、私自身は、ぶっちゃけた話をすると大歓迎です。といいますのは、先ほど言いましたアメリカのNITAの弁護士さんたちは、功成名を遂げた人たちが講師として来るんですけれども、みんなスーパーリッチなんです。なぜかという、その法廷技術を民事陪審などで応用しておられまして、多額の勝訴判決で報酬を得ておられるからで、悠々自適でやっておられます。そういう法廷技術を伝える者になれたらうれしいななんて、勝手なことを思っております。

高見弁護士

今、アメリカの法廷弁護にたけた弁護士の話が出ましたけれども、ああいう方たちを呼んで弁護士会で研修した時、黒いものを白にするための研修をしているのではないかと一時揶揄されたことがありました。しかし、そうではなくて、黒でない人を黒でないという判決をもらうために技術を学ばなくちゃいけないと我々は思っています。これは民事でも同じだと思います。

あと、田淵さんがさっきおっしゃった詐欺の事件などでもっと痛みの多い人がおられるのではないかということですけれども、国民の観点からしてもという発想がおりないかなんでしょうね。

田淵委員

はい。

高見弁護士

分かりました。そういう発想もおありかと思います。

今、日弁連で対象事件を広げるべしという議論をしているのは、今の裁判員対象事件は法定刑がとても重い事件だけになっていますので、詐欺みたいな事件で、被告人がやっていないということで争っている事件で、かつ、被告人が請求した場合は、裁判員裁判を受けられるような形にしたらどうかということをご提案しようかということをお考えしているようです。

越堂委員

アメリカの弁護士の方たちの年収がすごく高いということは、訴訟社会ですからそうだと思うんですけれども、NITAという制度で勉強されたということですが、何か特徴的なエピソードはありますか。

秋田弁護士

誤解のないように言っておきますと、向こうでは確かに法廷技術は非常に重視されています。ただ、法廷技術を使うためには相当な訓練が必要だということも共通の認識になっています。我々は、弁護士の資格を取ればすぐ法廷に立つことが許されていますけれども、あちらでは、弁護士になるための制度が全然違うこともあります。弁護士になってからかなり実績を積んで、そしていろんな技術を習得してからでないと、法廷には立てない。それなりの下積みをしてからという状況になっているようです。

彼らの技術は、我々のいろんなところで応用可能なものになっています。例えば、

「ケース・セオリー」とか「ブレインストーミング」という言葉が出てきますが、「ブレインストーミング」というのは、企業で商品開発をするときに必ずされることで、そのようなことを応用するんです。裁判の中でどのように事実を見きわめていくのか、しかもそれをプレゼンテーションするため、例えば我々は冒頭陳述というところで事件の見立てを伝えなければいけない、そして最終弁論で証拠評価を伝えなければいけない、途中で、主尋問、反対尋問をして証人を通じて立証していくという過程もあれば、逆に反対尋問で相手方証人をつぶしていくという作業もありますが、これも実は1つのプレゼンテーションの技術なんです。

例えば、日本人というのはインタビューが非常に下手くそです。「報道ステーション」のFさんのインタビューなんて、全然なっていないんです。ゲストに向かって「何々ですよね」と同意を求めているだけで、あれは引き出していないのです。本当は、インタビューされている人からきっちり話を聞き出して何ぼのものなんですけれども、彼は自分が言いたいことを言って同意を求めているだけなんです。あれは主尋問としてはナンセンスなんだけれども、日本の弁護士の多くもそれをやってしまうのです。

では、どうするのか。オープンな質問をするようにということをNITA型研修では言います。証人に語らせなければいけない。「それはなぜなんですか」「どのようになんですか」「いつなんですか」というふうにオープンに5W1Hで聞いていく。これに対して、「何々なんですよね」というのは誘導尋問でして、これは押しつけです。そういうことをしてはいけません。例えばそういうことです。

それから、NHKのプレゼンテーションの仕方というものも学びます。例えば、NHKのアナウンサーは手の位置がある程度固まっているんです。これは必ずそうで、全く同じことを教えられます。プレゼンテーションのときに、多くの人は、手をポケットに突っ込んだり、後ろに持っていったりして、手の置き場に困るんですが、NHKのアナウンサーは、必ずお腹の前をホームポジションとして手を置いていて、そこから動かすんです。それと全く同じことを彼らは言います。ですから、アメリカのプレゼンテーションの技術を持っている人は、みんな同じ姿勢をとっています。こうすることによって体が揺れないという効果もありますし、ジェスチャーもできます。例えばそういういろんな技術を我々は学んでいます。

三成議長



法曹教育の問題で、ロースクールの立ち上げのときに、英米のロースクールとかバリスタの養成機関に行って実際の研修の様子などを見てきたのですけれども、しゃべることや表現力の養成、相手を説得するスキルの習得にかなりの時間を費やしていたように思います。先ほどおっしゃった手の位置なんて、しようもない感じがしますが、受けとめるほうから見ると、それである程度印象を決めてしまうのです。服装、髪型、イギリスのバリスタの養成ではしゃべり方までも教育します。表現方法や言葉の使い方もそうです。それは、陪審制の持っている力なんです。プロ同士でやっているなら法律の話をしてあげればいいわけだから、どんな格好をしていても通じますが、素人の人に、この人はいい人だ、この人はちゃんと説明してくれる人だということをつたえるためには、そこから入っていかないとだめだということですね。

私は今、大阪大学コミュニケーションデザイン・センターのセンター長をしております。平田オリザさんという劇作家と一緒に仕事をしているのですが、彼はロールプレイングの専門家で、模擬裁判の手法にも関心を持っており、彼によればアメリカの模擬裁判ではプロの役者を使うそうです。アメリカでは法律家養成でも役者が一定の役割を果たしており、迫真の演技でロールプレイングをやらせて、勉強させていくのだそうです。それはクライアントとの接し方とか模擬裁判とか、多分NITAでもそういうことをされたと思うのですけれども、平田オリザさんは、日本ではそういう手法が欠けているとよくおっしゃっています。これはお医者さんの養成でも同じで、クライアントとの接し方が課題になっているようです。

ですから、裁判員裁判が始まったことによって、日本でも、本当に法律のことを知らない素人の人とどう接していくかという、スキルと言うと言葉が悪い意味にとられかねないのですけれども、要は人との接し方を学ぶ姿勢が司法によりやくできてきたのかなと思います。そういう点でも、私たちは非常に関心を持って見えています。

ただ、わが国のロースクールでそうした教育ができるかということ、正直なところ、今のロースクールでそれだけの教育力を持っているところは少ないと思います。そうすると、弁護士会とかでそうした教育のビルトインをしていかないと、なかなかそういう教育ができないのではないか、あるいは、そういう教育をロースクールに要求していかないと、ロースクールも対応していかないとではないかという気がするのですが、その点、いかがですか。

高見弁護士

私は、大阪市立大学で授業を持っていまして、刑事模擬裁判というのを担当しています。3年生の後期に14コマ授業があります。それぞれ検察官チーム、弁護人チーム、裁判官チームに分けて、記録を渡して、検察官に起訴状を書いてもらって、それを裁判所に提出させて、与えた資料の中からどれを取調請求するか、その請求を受けた弁護人は、どの証拠を開示してくれと検察官に要求するのかを考えて、実際に尋問もいたします。尋問は記録を前提にしますが、私はNITAの研修を受けて以降、彼らの模擬をビデオに撮るようにしていまして、最後のときに見てもらおうようにしていまします。これは一番大事なことだ、こんなことをやっているロースクールは多分ないと思うよと言いながらやっているんですけども、自分の姿を見るととても勉強になります。恥ずかしくて見てられないです。体は動くわ、手はあちこち行くわ、でも、自分があんな風に動いているんだということが分かれば、それを直せばいい。それは練習したらできることなんだよということを伝えるようにしていまします。天才でなくていいんです。逆上がりでも、何回も練習したらできるようになるだろうということで、そういうことを身につけてもらおうと思ってやっていまします。

最後には、ここで得た知識を使ってこういうふうに対処尋問をしてごらんというような実演をしたりしているんですけども、そういう授業をとっている人はごくわずかです。刑事模擬裁判は必修ではないですし、どうしても新司法試験に合格しなくちゃいけないという第一目標があるからです。模擬裁判をとるということは、とても手間といますか、労力がかかります。勉強にはなりますけれども、目先の司法試験に受かるためには、ちょっと邪魔な授業ではあるんです。履修した学生は、とても勉強になったと言うし、択一試験にはとても役に立ったと言ってくれるんですが、なかなかとってくれない。そうすると、弁護士になってから研修をやっていかないといけないなと思っております。特に検察庁は庁を挙げて研修をやっておられますので、弁護士会は個人商店ですけども、だからといって被告人に不利益が行ってはいけませんので、それは重々考えてやっていまします。

中本会長

証人尋問というのは、研修所では模擬裁判で少しはやっているんですが、現在の研修所では時間がなくて、そういうことはやっていません。そうすると、弁護士会でそういう教育をするのかということですが、実は弁護士会もほとんどやってないんです。というのは、弁護士会というのは、これまではいわゆる徒弟制度で、OJTで先

輩弁護士がやっているのを見て、証人尋問はああいうふうにやるんだということで訓練してきたわけです。ボス1人にイソ弁が1人か2人、裁判所にもついて行って、ボス弁が証人尋問をやるのを見て、ああやるんだ、こうやるんだと見ながら、場合によっては、相手方代理人がやるのを見ながら訓練してきたんです。ところが、どっと新しい若い先生が入ってきたので、ボス弁もパートナーもとても面倒が見切れなくなって、全然訓練もなく、いきなり証人尋問をやったりするものですから、めちゃくちゃになったりするわけです。

私も昔、ついて行って本人にやらせたことがあります。やはり全然できなくて、裁判長から、「中本先生、もうあなたがやってくださいよ」と言われたことがあるぐらい、初めてのときにはできないものなんです。ですから、これは訓練する機会を設けなきゃいけないと思っています。今、研修というのは皆座学ですけれども、将来的には、そういう証人尋問の訓練をする研修を弁護士会でやらなきゃいけない、そうしないとやっていけないと私は思っています。

#### 林副会長

ロースクールは、やはり司法試験に通るとというのが目標ですから、修習委員会でロースクール在学中の模擬裁判の経験を問うたら、やはり半分までいかないでしょうね。民事にしろ、刑事にしろ、どちらかを一方やったという経験のある人は半分いかないです。

では、修習中はどうしているかというと、大阪の場合は、模擬裁判に当たるものを刑事でも民事でも実施しているのですけれども、特に新修習、つまりロースクールを出た人の修習では、最後の仕上げで選択型というのがあるんですけれども、選択型でやることになっています。通常のいわゆる分野別修習と言われる裁判、検察、弁護での修習では、2カ月という期間のこともあって、時間の制約上とてもできない。そこで、選択型修習で民事でも刑事でも模擬裁判を1回ずつやっています。

その応募状況はどうかというと、新修習というのは新60期から始まって、現在、新64期、5年目に入るんですけれども、新60期から新62期までの応募状況は非常に盛況で、定員を超えていました。ところが、新63期、新64期に入ってくると、なかなか人気がない。それはどうしてかということ、やはり二回試験というものに対する心配が卒業間際になると起こってくるのが原因ではないかということを考えています。なので、結局は、修習終了までの間にきっちりした尋問の訓練をする機会が現在

のところはなかなかないというのが実情です。

三成議長

あともう一つの観点として、市民に対する教育というものがあるかと思えます。実際に陪審員になるかどうかではなくて、陪審員になるための説明を受けるところから教育が始まっていて、裁判員裁判でもそうですけれども、呼び出されているいろいろな説明を受けるところから、裁判とはこういうこと、裁判員とはこういうことという意識を持つわけです。そういう法教育といった意味での効果があると言われているのですけれども、それにもまして、若い人たち、子供たちに対する消費者教育も大事ですが、裁判員になるということの意味もきっちり教えていくというか、自覚してもらうことが大事になると思うのです。ヨーロッパとかアメリカというのはそういった教育は子どものころからビルトインされていて、日本もそういうことから始めていかないと、裁判員裁判は市民化していかない。そこら辺についての弁護士会の活動といいますか、そうした活動の位置づけをどのように考えておられるのか、聞かせていただきたいと思えます。

林副会長

大阪弁護士会では昨年から、中高大学の方々に対する法教育に非常に力を注いでいます。過去4～5年になりますか、高校生に模擬裁判を実現してもらうという取り組みをやっていて、今年も8月6日に実施いたしますけれども、そういう形で裁判を上演することによってなじんでもらおうということはやっております。

あと、大阪弁護士会の弁護士が高校に出向いて行って、昨年場合は公立高校全部に対して出張授業を行うという実績を積みまして、今年もなるべくそれに近い形でやろうと考えていますけれども、法の運用のあり方がどういうものか、難しく言うところということになりますけれども、高校生に、今の裁判の実際はこういうことになっていきますよということで、実際の弁護士が生の実務をレクチャーすることによって、法教育をさせていただいています。

三成議長

反応はどうですか。

林副会長

反応は上々です。また来てくれという依頼もあります。依頼も増えていますし、逆に、弁護士の事務所に対して中高生が来たり、あるいは、法教育委員会に所属してい

る弁護士のところに、裁判傍聴や事務所見学等々の申し入れが結構来ています。

中本会長

裁判傍聴は非常に教育になります。高校生の1クラスに来てもらって、ほとんどは刑事事件を見ていただいているんですけども、刑事裁判のあり方を説明して、今これからこういうことをやるんだというのを見てもらっています。これによって、裁判というのはこういうものだよと。特に弁護士に関心を示す方が多いので、そういう意味では裁判傍聴というのは一種の教育になっているんじゃないかと思います。

法教育は、大阪府下全部に無料で講義に行きますということを言っています。一昨年までは1万円ぐらいもらっていましたが、去年からは高校からは出前講義の報酬は一切もらわないということで、無料で出かけていくという制度にしています。これがかなり浸透していつているんですが、ちょっと分析する必要があるのかなど。高校によっては、全然お呼びでない高校もありまして、そんな来てもらわなくていいというところもあります。リピーターのところもありますが、全部のところでは受け入れられていない。どういう高校が受け入れないのかよく分からないんですが、どうも超進学校などは受け入れてくれないんじゃないかと思います。

三成議長

どうもありがとうございました。

ほかに何かご意見ありませんか。

西村副議長

こういう機会ですので、三成先生の専門のドイツとかフランスがどうして陪審制度をやったか、やめたか、その辺のことを教えていただけませんかでしょうか。

三成議長

ドイツはフランス革命期にはじめて一部の地域でフランス型の陪審制を取り入れたのですが、1870年代あたりから今の制度に変わっていきます。フランス型の陪審制は、今のイギリスやアメリカ型の陪審制ではなくて、事実認定だけを素人の人たちにさせるのです。しかも、イエスかノーかだけです。説示というのがあって、裁判官が、この事実はどうかということを知っていくのに対して、イエス、ノーで答えていくだけが陪審員の仕事だったのです。

しかし、事実認定と法律の判断を分けるというのは、言うのは簡単なのですが、実際にやってみると非常に複雑で、事実認定をやる中で法律判断をやっているケ

ースが出てきたりして、運用上非常に難しくなってきた例が幾つも出てきてしまったのです。ほかにも、証拠採用のあり方とか、自由心証主義とか、証拠制度に関する法律制度の問題など、ドイツは陪審制になじまないシステムになっていたところがあって、結局うまくいかないということになってきたのです。

それともう一つは、これは非常に政治的な話ですが、ドイツでフランス型の陪審制が本格的に導入されたのは、1848年に革命があって、その革命が失敗した後なのですが、革命に関わった政治犯を裁くために陪審制度が導入されたのです。ですから、陪審制イコール政治犯を裁くための政治ショーだったのです。かのマルクスが陪審裁判を厳しく批判しているのは有名ですが、陪審裁判はまさしく「イチジクの葉」だと批判しています。反政府的な活動をした連中を政治犯として裁くために陪審裁判が政治ショーとして利用されたがために、ドイツでは陪審裁判に対するイメージが最初からすごく悪かった訳です。

そういうことと、先にお話ししたような法制度上の問題があって、陪審制は結局ドイツではうまくいかないということが一般化していく中で、ドイツ型の参審制という形になったとされています。プロの裁判官と、参審員という、素人といえどもそれなりの地位にある人たちが裁判にかかわって、ともに事件を裁く。ですから、彼らは民事事件でも刑事事件でもやれるわけです。

民事の場合は、経済的な犯罪だとか農業とかいろんな専門分野によって、それぞれの道のプロの人が素人として参加するわけですから、裁判官と丁々発止でやれるわけです。そういう中で、陪審制よりもより効果的に機能したということもあって、特に1920年代、第一次世界大戦後は全面的にそっちに切りかえられていきます。そっちのほうが効率的だし、いいのではないのという話になっていくわけです。非常に簡単に話をしましたが、そういった歴史的経緯のもとで今のドイツ型のシステムができたわけです。

けれども、結果だけを見て、陪審制度と参審制度の長短を判断するのは非常に問題で、歴史的な背景とか、それぞれの国の裁判制度とか刑事訴訟制度とかいろいろな制度の枠組みの中での位置づけを考えていかないといけません。陪審裁判、参審制度というのは評価が難しいのです。そう簡単に判断はできないですよという話です。

日本が今の裁判員制度を取り入れるときに、さまざまな議論があって、ドイツの参審制度が非常に高く評価されたのですけれども、実はそういう歴史的な背景があると

ということが再認識されてくる中で、批判も出てきたのです。そういうこともあって、中間形態的な形になってしまったのかなと思います。陪審でもない、参審でもない、非常に特殊な世界的にも珍しい形になったのですけれども、これがいいかどうかは議論のあるところで、今の裁判員裁判制度を批判される方の中には、純粋な陪審制度でないということで批判されている方多いと思います。えせ的な陪審制度を導入したことによって、逆に間違った市民参加のシステムができ上がってしまったのではないかと批判ですが、私は、今日報告いただいた両先生のご意見に賛成で、現時点ではこういう形でないとも市民参加は得られない。私が意見を言うのも何ですけれども、こういうやり方も一つのやり方としてあるのではないかという気がしています。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

時間もかなり進みましたが、ご意見がなければこちら辺でこのテーマについては終わりたいと思いますが、いかがですか。

#### 李委員

先ほど、2年間で2,099件という件数があったということ、それから、裁判員制度の中で一般の市民の健全な常識を取り入れていくという意図があるということですが、私が在日外国人の1人として感じることの1つは、出身国の人たちによって一般の市民の人たちの何らかの予断、偏見というものが量刑等を含めて関係してくることがありはしないかということが、この裁判員制度が導入されていく中でも心配なことです。今までそういうものがなかったかといえばあった、それ以前でもあったと思うわけですが、一般常識が入ってくれば入ってくるほど、一般的な社会の予断と偏見が加味されてくる可能性も出てくるんじゃないかと思っています。先生がたはその面に関してはどのような印象を持っておられるのか、できればお聞きしたいと思います。

#### 高見弁護士

おっしゃるとおりだと思います。在日コリアンの方の事件は相当多いはずですが、被告人の方が在日コリアンの方でも、裁くほうは日本の国籍を持っているんです。僕も授業をやっているんですけれども、裁判員裁判に市民の常識をとというときに、でも、やっているのは日本国籍を持っている人だけなんです。市民の常識をと言いつつ、日本国籍を持っている人しか裁判員になれない。これは司法権だから仕方がないと言われればそうなのかもしれないけれども、その矛盾の解決手段は僕の頭に

はまだありません。

被告人がどこの国の人なのかによって偏見を持っておられる裁判員もきっとあると思います。それは間違いなくあると思います。でも、それでいいんですかということをお護人はきちんと主張しなくてははいけない。国籍差別があっては絶対いけないんだということを、例えば量刑の判断にしても、そこで間違っははいけませんよということで、その人の人となりというものを分かってもらうお護をしなくてははいけない。どこで産まれたんですか、どういうふうにお育てられたんですか、ご兄弟は何人いるんですか、どこの学校を出られたんですか、その後どういう仕事に就いてこられたんですかということをおその人に話してもらうことによって、この人はこういう人だったんだということが分かってもらえるお護をしなければいけないと思っています。ただ、それがうまくいっているかどうかは分かりません。

秋田お護士

ご指摘の点はごもっともなんですけれども、1つ明るいのは、大阪で初めて無罪になった事件は、国籍がイランの方でした。覚せい剤の密輸をした方だったんですけれども、当然裁判員は日本人になります。

その中で、評議の場で、例えば人種的な差別ということをお正面から口にするということは、逆にはばかれるんじゃないかという期待も私があります。裁判員、裁判官も含めて9人で話をしていくということは、1つの希望ではないか。今、高見さんがおっしゃったように、仮に裁判員の方の中に人種差別がある方がいても、お護側が、被告人とされている人の人となりをきっちりと描き出していくことができれば、むしろ逆に人種差別をお払拭するための手段にもなり得るはずですよ。ちょっと楽観的過ぎるかもしれませんけれども、そういうことも含めて我々はきっちりと切磋琢磨して、そういうものを乗り越えて裁判員裁判制度をおいいものにしていく必要があるんだろうと考えています。

三成議長

ありがとうございます。

そろそろ時間になりますが、今回用意したテーマは裁判員裁判だけありますけれども、これを機会に何か話しておくべきことがありましたら、ご提案いただければと思いますよ、よろしいでしょうか。

(発言者なし)



(2) 次回の会議のテーマについて

三成議長

それでは、次の議題に入らせていただきたいと思いますけれども、次回の会議のテーマについて、弁護士会からご提案がありますでしょうか。

松本副会長

次回につきましては、西島委員から消費者問題についてご提案がありました。

その具体的な内容については、瀬川部会長のほうからお願いします。

瀬川市民会議バックアップ部会長

従来から、大阪弁護士会というのは消費者保護活動を非常に盛んにやってきたのですけれども、最近、消費者庁ができたとか、消費者契約法の関係で団体訴権のようなものが規定されているのですけれども、それをさらに進めて、集団的消費者被害救済制度も新しい法制度として検討されていますので、そういう新しい動きについて弁護士会がどのような活動をしているのか、どのような取り組みをしているのかという点について、適任の報告者を探しまして報告させていただきたいと思います。その上でご議論いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

三成議長

西島先生、今のような形でよろしいですか。

西島委員

はい、よろしくをお願いします。

三成委員

ほかの委員の中からテーマのご提案はございますか。あと2回ありますので、今のうちに挙げていただければ、2回のうちに弁護士会のほうでご検討いただけるかと思えますけれども。

越堂委員

こういうことがテーマになるかどうか分からないんですけれども、私は、ワーキング・ウイメンズ・ネットワークというNGOで働く女性の人たちを組織しているのですけれども、国連から、日本の女性たちの登用が少な過ぎるという指摘を受けていまして、8月7日までに日本政府は回答しなければいけません。そこで、私たちは雇用の場に焦点をあて、正規社員の女性142人に、管理職になりたいですかということを6

カ月かかってインタビューしました。又、企業には、グローバル・コンパクト賛同会社 15 社とあと大企業 25 社、どのように女性たちを活用されますかということをやってきた結果を国連に送りました。そういったご報告をさせていただく機会があればありがたいかなと。企業が国際条約、国際人権を企業が遵守して、そういった形になれば、日本の女性たちのエンパワーメントとか登用も進むし、日本経済もよくなるということで主張しているんですが、ここの議題に合わなければ結構ですが、もし合うようだったらお願いします。

三成議長

前回、雇用の問題で女性の問題もクローズアップされたんですが、ジェンダー論的に、司法における女性の問題といいますか、これは男性も同じなんですけれども、そのようにもうちょっと広いワードの中で、大阪弁護士会の先生方がどう取り組んでおられるのかということテーマとしてやっていただくのは非常におもしろいんじゃないかと思います。雇用に限らず、司法の中でのジェンダーバイアスの問題をどう考えておられるのか。最近、女性の弁護士さんが結構増えてきましたけれども、そういう中でどういう対応をされているのか。ここで見ましても女性の方はおられないんですけれども、そういうことを含めて議論していただくと、非常にアクチュアルなテーマかと思います。私も個人的には、非常に法律的なテーマだと思いますので、ご検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(発言者なし)

三成議長

では、そういうことを念頭に置いていただきながら、次回は、西島委員からご提案のあった消費者問題というテーマについて、弁護士会のほうでご準備いただくということでございます。

では、次回のテーマ設定、よろしく願いいたします。

## 6 次回以降の会議の日程について

三成議長

続きまして、会議の日程ですけれども、2回予定させていただいています。10月11日、2月27日ということで一応ご予約いただいておりますけれども、今のところ

これでよろしいでしょうか。

幸田委員

私は多分2回ともだめだと思います。済みません。もしも日程がやり繰りできれば必ず参加するようにいたします。

三成議長

ありがとうございます。

少なくとも10月11日は次回日程になりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

これで議事を終了したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。ご意見なければ、これで終了させていただきたいと思います。

(発言者なし)

三成議長

どうもありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、中本会長から改めてごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願います。

## 7 閉会

中本会長

今日は刑事事件だけの議論かと思いましたが、意外や広範に広がりまして、実は私は刑事裁判より民事裁判をやってきました、自称専門家だと思っているんですが、まさか私が発言する機会がそんなにあるとは思っていなかったんですが、発言する機会を与えていただいて、本当にありがとうございました。

この会は私は今日で2回目ですが、聞いているうちに、ああ、そうかと。自分自身も今日聞いていて、本気で民事陪審裁判をやるのかなという気になりました。少なくとも証拠開示をやらなきゃ絶対導入できないので、これを本気でやることを考えようかなというヒントを与えていただきました。

実は、私、日弁連で民事司法改革の責任者なんですが、中に民事陪審について物すごく積極的に言う人がいて、その人が発言していると、ほかの人が、そんなもん導入できやへんやろうという感じで、ちょっとしらっとした雰囲気があるので、私もそれに流されていたんですが、今日皆さんの発言を聞いていて、これは本気でやったほう

がいいかなと。今日は私にとっては大変なメリットでした。本当にありがとうございました。  
ました。今後ともよろしく願いいたします。（拍手）

松本副会長

それでは、これで終わらせていただきます。

以上で、本日の議事を終了した。

平成 23 年 6 月 20 日